

# 平成26年9月定例会

## 議案説明資料

## 予算に関する説明書

(平成26年度9月補正予算等関係)

## 福祉保健部

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

## 平成26年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
（一般会計）

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 障がい福祉課 長寿社会課 子育て応援課 青少年・家庭課 医療政策課 医療指導課	1 2 5 6 8 14 16 19
	2 歳入歳出事項別明細書		20
	3 節の明細		27
	4 債務負担行為に関する調書	子育て応援課	28

【予算以外】  
（議案）

議案番号	件名	課名等	頁
議案第4号	鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例の設定について	子育て応援課ほか	29
議案第5号	鳥取県認定こども園に関する条例の全部改正について	子育て応援課	33
議案第7号	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について	青少年・家庭課 医療指導課	43
議案第9号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について	医療政策課ほか	52
議案第10号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	医療指導課	72

（報告事項）

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(8) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について (平成26年8月12日専決)	子ども発達支援課ほか	90
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成26年8月22日専決)	子ども発達支援課	93
	(13) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正について (平成26年8月26日専決)	福祉保健課ほか	94
報告第6号	長期継続契約の締結状況について	長寿社会課	98

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,879,483	40,310	5,919,793	31,527		8,783		
障がい福祉課	6,976,304	3,436	6,979,740	△14,705		17,000	1,141	
長寿社会課	9,780,066	90,012	9,870,078	△4,945		94,957		
子育て応援課	8,077,389	△255,837	7,821,552	△274,921		11,100	7,984	
青少年・家庭課	2,802,054	5,646	2,807,700				5,646	
医療政策課	5,898,751	52,451	5,951,202	52,451				
医療指導課	13,173,093	6,552	13,179,645			4	6,548	
部計	55,559,368	△57,430	55,501,938	△210,593		131,844	21,319	

説明

主な事業

- ・児童養護施設等処遇改善対策事業
- ・(新)危険ドラッグ撲滅事業

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7859）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) 臨時特例つなぎ資金貸付事業	0	2,657	2,657			(基金繰入金) 2,657														
トータルコスト	0	2,657	2,657	(補正に係る主な業務内容)																
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等																
工程表の政策目標(指標)	要援護者の自立支援及び適正な援護の実施 【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】																			
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>臨時特例つなぎ資金貸付事業を実施する社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に対し、実施に要する経費を補助する。</p> <p>当該貸付事業は、平成21年10月に平成23年度末までを予定として開始され、事業の実施に必要な経費については平成21年度に一括で交付したが、実施期間が延長されたことに伴い、継続して実施するために必要な経費が不足することになったため、追加で交付するものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 補正額 2,657千円(事業運営費)</p> <p>(3) 財源 基金10/10(緊急雇用創出事業臨時特例基金)</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) 趣旨 厳しい雇用情勢の中、住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対しては、公的給付又は公的貸付の制度があるが、当該給付等は、申請から資金の交付までに若干の期間を要することから、その間の生活に困窮することがないように当座の生活費の貸付を行う。</p> <p>(2) 実施時期 平成21年10月から実施 (事業運営費(当初) 33,815千円・平成21年度に一括補助) (事業運営費(追加) 1,624千円・平成25年度に追加交付)</p> <p>(3) 貸付金額 10万円以内</p> <p>(4) 貸付利率 無利子</p> <p>(5) 貸付要件 住居のない離職者(連帯保証人は不要)で、 ・公的給付(失業等給付、生活保護等)又は公的貸付(生活福祉資金等)等の申請を受理されている者で、給付等開始までの生活に困窮していること ・借入申込者名義の金融機関口座を有していること</p> <p>(6) 貸付状況</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成21年</td> <td>平成22年</td> <td>平成23年</td> <td>平成24年</td> <td>平成25年</td> </tr> <tr> <td>貸付件数</td> <td>19件</td> <td>20件</td> <td>20件</td> <td>18件</td> <td>9件</td> </tr> </table>									年 度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	貸付件数	19件	20件	20件	18件	9件
年 度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年															
貸付件数	19件	20件	20件	18件	9件															

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7144)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金造成事業	88	31,527	31,615	31,527				
トータルコスト	88	31,527	31,615	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	基金積立事務				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「セーフティネット支援対策等事業費補助金(国10/10)」活用事業について、今年度国の予算が不足したことから、一部事業について「緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業)」の残額を活用して実施するという国の方針が示され、それに伴って追加配分される緊急雇用創出事業臨時特例交付金について、「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」の積み増しを行うものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 追加配分予定額 31,527千円</p> <p>(2) 充当可能な主な基金事業</p> <p>① 住宅支援給付事業 離職者等で就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅支援給付を支給し、住宅及び就労の機会の確保を支援する。</p> <p>② 被保護者自立(就労)支援事業 就労支援専門員を福祉事務所に配置し、就労可能な被保護者(生活保護受給者)に対して、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施することにより、被保護者の自立を支援する。</p> <p>③ 離職者等生活困窮者支援事業 市町村が行う生活保護の適正化に向けた各種事業に対して補助をすることにより、生活保護受給者の自立を促進する。</p> <p>④ 生活困窮者自立促進支援モデル事業 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立の促進を図り、第2のセーフティネットの充実・強化を図ることを目的とした各種事業を鳥取県社会福祉協議会に委託する。</p> <p>(3) 今回臨時的に充当可能な事業に追加された事業</p> <p>① 離職者等生活困窮者支援事業(セーフティネット補助金から振替分のみ) 市町村が行う生活保護適正化事業(体制整備強化事業、警察との連携協力体制強化事業)に対して補助をすることにより、各種適正化の取組を推進する。</p> <p>② 生活福祉資金貸付事業(国10/10) 低所得者、離職者等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行う「生活福祉資金貸付事業」の事務に要する経費について、鳥取県社会福祉協議会に補助する。</p> <p>③ 安心生活創造推進事業 孤立防止のための実態把握と支援、社会がつながりを持ち地域への参加を促進するための居場所作り等の市町村の取組みに対して補助を行うことにより、住民参加による地域作りを通じて、誰もが安心して生活する地域基盤を構築する。</p> <p>④ 地域生活定着支援センター運営事業 刑務所を出所した高齢者や障がい者、社会復帰や地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資するため、地域生活定着支援センターを運営する社会福祉法人鳥取県厚生事業団に補助する。</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

3項 生活保護費

福祉保健課（内線：7144）

1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
離職者等生活困窮者支援事業	111,932	6,126	118,058			(基金繰入金) 6,126		
トータルコスト	114,254	6,126	120,380	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)稼働層の自立促進及び適正な援護の実施 【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】								
<b>1 事業の目的・概要</b> これまで「セーフティネット支援対策等事業費補助金（国10/10、国から市町村への直接補助）」を活用していた以下の事業について、今年度は国の予算が不足したことに伴い、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業）」の残額を活用して実施するという国の方針を受け、当該基金事業の増額を行うものである。								
<b>2 主な事業内容</b> 「セーフティネット支援対策等事業費補助金」から振り替えられた以下の事業の必要経費を該当市町村へ補助金として支出する。（補助率 10/10）								
<b>(1) 体制整備強化事業</b> 【事業内容】福祉事務所に専任の面接相談員を雇用することにより、他法他施策の活用をふくめたきめ細やかな指導援助の実施体制の整備を図る。 【予算額】3,944千円 【実施市町村】鳥取市								
<b>(2) 警察との連携協力体制強化事業</b> 【事業内容】粗暴等の援助困難ケースの面接、訪問調査等の対応を充実させるため、福祉事務所に警察OBの嘱託職員を配置する。 【予算額】2,182千円 【実施市町村】倉吉市								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線：7193、7675)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	0	3,436	3,436	2,295			1,141	
トータルコスト	0	3,436	3,436	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	入所施設の入所者の地域生活への移行の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者が利用する施設等の施設整備に対して補助を行うことにより、ハード面における県内の障がい福祉基盤の向上、増進を図り、もって利用者の安心・安全を確保する。								
2 主な事業内容								
平成25年度国補正予算により予算措置され、平成26年度に繰越した施設整備事業について、国庫補助基準単価の一部見直しがあり、これに伴い補助所要額を増額する。								
鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金								
区分	内容							
実施主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等							
対象事業	建物の創設(新築)、改築、大規模修繕等							
内容	社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を補助する							
補助対象経費	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費							
補助率	3/4							
負担割合	国1/2、県1/4、事業主体1/4							
国庫補助基準単価	例) 定員4名のグループホームを創設する場合 従前：19,000千円、見直し後：20,700千円							
見直し後の国庫補助基準単価による執行見込み額 (単位：千円)								
区分	総事業費(A)	財源内訳			所要額(B+C)			
		国庫(B)	県費(C)	法人負担(D)				
創設等(15件)	587,990	243,346	121,677	222,967	365,023			
大規模修繕(7件)	61,745	30,163	15,084	16,498	45,247			
合計(22件)	649,735	273,509	136,761	239,465	410,270			
補正額は、見直し後の国庫補助基準単価による執行見込み額(410,270千円)から、平成26年度への繰越額(406,834千円)を差し引いた額とする。								
地域生活定着支援センター運営事業	17,100	0	17,100	△17,000		(基金繰入金) 17,000		
トータルコスト	19,422	0	19,422	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
【鳥取県「緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】								
地域生活定着支援センター運営事業における財源を国からの通知に基づき、国庫補助金から緊急雇用創出事業臨時特例基金へ振替することに伴う財源更正である。								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7158）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉協議会活動費交付金事業	238,576	0	238,576	△4,945		(基金繰入金) 4,945		
トータルコスト	246,315	0	246,315	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人	交付金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	支え愛まちづくりの推進と高齢者が地域で住み続けるための仕組みの構築							
事業内容の説明	<p style="text-align: center;">【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】</p> <p style="text-align: center;">【「とっとり支え愛基金」充当事業】</p> <p>生活福祉資金貸付事業における国庫補助の一部を、国からの通知に基づき、鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金へ振替することに伴う財源更正である。</p>							



平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線: 7158)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 安心生活創造推進事業	0	90,012	90,012			(基金繰入金) 90,012		
トータルコスト	0	90,012	90,012	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	支え愛まちづくりの推進と高齢者が地域で住み続けるための仕組みの構築							
【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>これまで「セーフティネット支援対策等事業費補助金(国10/10、国から市町村への直接補助)」を活用していた以下の事業について、今年度は国の予算が不足したことに伴い、「緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業)」の残額を活用して実施するという国の方針を受け、当該基金により事業を実施する。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 事業内容								
(ア) 事業名 安心生活創造推進事業補助金								
(イ) 事業実施主体 市町村								
(ウ) 補助率 県10/10								
(エ) 補助限度額 1市町村当たり10,000千円								
(オ) 事業の概要								
事業実施主体となる市町村は、次に掲げる事業を実施する。								
事業名		事業の概要						
1	抜け漏れのない実態把握事業	官民協働により見守り等を通じた、漏れのない地域住民の生活課題を把握						
2	抜け漏れのない支援実施事業	暮らしの基本となる買い物支援等の生活支援サービス、サロン等の居場所づくり、社会との繋がりを認識できる場の提供も含めた双方向の支援などを住民ニーズに基づき実施						
3	地域支援活性化事業	地域福祉の調整役(コーディネーター)を養成、配置						
4	住民参加型まちづくり普及啓発事業	地域における互助の機運を高め、住民参加による地域福祉計画の策定や支援の提供を進めるとともに、継続的な支援者を確保していくための事業を実施						
5	自主財源確保事業	寄付や物販等を通じて財源の一部を確保するための取組を実施						
※上記1～4の事業は必ず実施。5の事業は任意で実施								
(2) 平成26年度の事業実施者								
米子市、倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、北栄町、日吉津村、南部町、日南町、江府町(2市8町1村)								
(3) 予算額								
補助金 90,012千円								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育所に対する総合支援事業（保育対策等促進事業）	299,823	15,282	315,105	7,641			7,641	
トータルコスト	302,919	15,282	318,201	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	-				
工程表の政策目標（指標）	子育て・子どもの育ちを、家庭、企業、地域社会それぞれが支え、子どもに目が行き届き、子どもが安全に安心して遊んだり学んだりすることができる、安心して子育てをすることができる社会環境の実現を目指す。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>保育所等で行う休日保育等の事業を実施する市町村へ助成を行っているが、単価改正による一部補助単価の引き上げ及び事業実施数の変更等により補正を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 夜間保育事業 13千円 ・基準単価（基本分）の増額による増</p> <p>(2) 休日保育事業 1,246千円 ・基準単価（基本分）の増額及び実施区分の変更（実施施設の増）による増</p> <p>(3) 病児・病後児保育事業 △4,006千円 ・実施区分の変更（実施施設の減）による減</p> <p>(4) 延長保育促進事業 18,029千円 ・基準単価（基本分、加算分）の増額及び実施区分の変更（実施施設の増）による増</p> <p>【実施主体】市町村 【補助率】補助基準額の2/3 【負担割合】国1/3、県1/3、市町村1/3</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育緊急確保事業	450,806	△284,571	166,235	△284,571				
トータルコスト	454,676	△284,571	170,105	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	-				
工程表の政策目標(指標)	子育て・子どもの育ちを、家庭、企業、地域社会それぞれが支え、子どもに目が行き届き、子どもが安全に安心して遊んだり学んだりすることができる、安心して子育てをすることができる社会環境の実現を目指す。							

事業内容の説明

保育緊急確保事業について、国庫負担分は、県を經由しての間接補助ではなく、国から市町村へ直接交付されることとなったため、国庫負担分を減額補正する。

事業名	補正予算額
認定こども園事業	△20,358
利用者支援事業	△648
保育士等処遇改善臨時特例事業	△128,586
地域子育て支援拠点事業	△87,514
一時預かり事業	△20,558
子育て援助活動支援事業	△10,404
乳児家庭全戸訪問事業	△6,795
養育支援訪問事業	△5,688
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	△315
子育て短期支援事業	△1,705
新規参入施設への巡回支援事業	0
へき地保育事業	△2,000
合計	△284,571

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7570）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て拠点施設等整備事業	債務負担行為 0 453,705	債務負担行為 104,436 11,100	債務負担行為 104,436 464,805			債務負担行為 104,436 (基金繰入金) 11,100		
トータルコスト	454,479	11,100	465,579	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金の申請・交付、連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	子育てに不安な保護者の相談や支援に応じられるよう保育所、幼稚園、児童館、地域子育て支援センター等の地域の子育て支援拠点を充実させます。							
事業内容の説明				【鳥取県安心こども基金】充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>保育及び子育て環境の充実を図るため、鳥取県安心こども基金を財源として、保育所の緊急整備等を行う。</p> <p>対象事業の整備計画が2ヵ年であるため、債務負担行為を設定し助成を行う。</p> <p>また、「待機児童解消加速化プラン」の実施方針に基づく「待機児童解消加速化計画」が採択された市町村があり、補助率が1/2から2/3に変更となる事業がでてきたため、その差額分を追加補正する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>保育所緊急整備事業 104,436千円（債務負担行為） 11,100千円（補助率の変更に伴う増額）</p> <p>○実施主体：市町村</p> <p>○負担割合：安心こども基金（県）<u>1/2</u>、市町村<u>1/4</u>、事業者<u>1/4</u> ・「待機児童解消加速化計画」採択後 安心こども基金（県）<u>2/3</u>、市町村<u>1/12</u>、事業者<u>1/4</u></p> <p>○対象事業：</p> <p>&lt;債務負担行為分&gt; ・鳥取市：津ノ井保育園（増改築） (事業期間：H26.10～H27.6（予定）)</p> <p>&lt;増額&gt; ・境港市：つばさ保育園（増改築）</p> <p>〔参考〕 待機児童解消加速化プラン</p> <p>国は保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指すため、平成27年4月開始予定の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対してできる限りの支援策を講じる取組を平成25年度より行っている。</p> <p>平成25、26年度を「緊急集中取組期間」として、待機児童の発生している市町村が待機児童の減少目標数等を設定（「待機児童解消加速化計画」の作成）した場合、強力に支援することとしており、保育所緊急整備事業においては、待機児童解消加速化プランに参加した場合、補助率嵩上げを暫定的に実施する。</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7570）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
被災した子どもの健康・生活支援対策保育料減免事業	930	1,489	2,419	1,489				
トータルコスト	930	1,489	2,419	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金の申請・交付、連絡調整等				
工程表の政策目標（指標）	多子世帯の保育料の軽減措置など、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育て支援制度を充実します。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>様々な形で東日本大震災の被災の影響を受けている子どもに対する支援を強化するとともに、避難の長期化等に伴う新たな課題に対応するため、平成23年度から安心こども基金で実施してきた事業等をパッケージ化した国庫補助金「被災した子どもの健康・生活支援対策等総合支援事業」が創設された。</p> <p>鳥取県内にも被災し避難されている家族がおられ、経済的な負担を少なくするため、保育料を軽減している市町村を支援する。</p> <p>6月補正予算で計上後、対象市町村の追加があったため増額補正を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 事業内容 東日本大震災に伴う被災者に対し、保育所徴収金（保育料等）を減免する市町村を、国の補助金を活用して補助する。</p> <p>(2) 対象者 東日本大震災により被災した者</p> <p>(3) 実施主体 市町村</p> <p>(4) 対象経費 保育料等減免事業による保育料等の減免に必要な経費</p> <p>(5) 補助率 定額（市町村が減額した額）</p> <p>(6) 積算根拠 鳥取市（6世帯）の支出予定額 1,489千円</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源												
鳥取県保育士等修学資金貸付事業	〔債務負担行為〕 0 23,640	〔債務負担行為〕 5,760 0	〔債務負担行為〕 5,760 23,640				〔債務負担行為〕 5,760												
トータルコスト	25,188	0	25,188	（補正に係る主な業務内容）															
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	奨学金の貸付業務															
工程表の政策目標（指標）	子育て・子どもの育ちを、家庭、企業、地域社会それぞれが支え、子どもに目が行き届き、子どもが安全に安心して遊んだり学んだりすることができる社会環境の実現を目指す。																		
事業内容の説明																			
1 事業の目的・概要																			
平成27年4月に鳥取短期大学幼児教育保育学科（以下「鳥短」という。）に入学を希望する者を対象として鳥取県保育士等修学資金の申請を受け付けたところ、定員25名を上回る32名から申請があったため、超過している7名分について、入学後の奨学金について追加の債務負担行為を行う。																			
<p>&lt;鳥取県保育士等修学資金&gt;</p> <p>保育専門学院（以下「保専」という。）の廃止により、保専の果たしていた保育士養成の機能は鳥短に引き継ぐことになるが、経済的理由により保育士になることを諦めることがないよう、保専と同等の学費で鳥短に通うことを可能とするため創設した奨学金制度</p>																			
2 主な事業内容																			
(1) 所要額（債務負担行為額）																			
5,760千円（平成27年度から平成28年度まで）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>追加の額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度（1年生時）</td> <td>2,880千円</td> <td rowspan="2">2,880千円の内訳 〔720千円×1名 360千円×6名〕</td> </tr> <tr> <td>平成28年度（2年生時）</td> <td>2,880千円</td> </tr> </tbody> </table>									年度	追加の額	備考	平成27年度（1年生時）	2,880千円	2,880千円の内訳 〔720千円×1名 360千円×6名〕	平成28年度（2年生時）	2,880千円			
年度	追加の額	備考																	
平成27年度（1年生時）	2,880千円	2,880千円の内訳 〔720千円×1名 360千円×6名〕																	
平成28年度（2年生時）	2,880千円																		
※平成25年度において債務負担行為を設定 債務負担行為額162,960千円（平成26年度から平成31年度まで）																			
(2) 奨学金の額等																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>概要</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学支援資金</td> <td>鳥短の入学金相当額について貸し付ける資金</td> <td>240千円</td> </tr> <tr> <td>奨学金1</td> <td rowspan="2">鳥短の授業料相当額について貸し付ける資金</td> <td>720千円（1年間）</td> </tr> <tr> <td>奨学金2</td> <td>360千円（1年間）</td> </tr> </tbody> </table>									区分	概要	金額	入学支援資金	鳥短の入学金相当額について貸し付ける資金	240千円	奨学金1	鳥短の授業料相当額について貸し付ける資金	720千円（1年間）	奨学金2	360千円（1年間）
区分	概要	金額																	
入学支援資金	鳥短の入学金相当額について貸し付ける資金	240千円																	
奨学金1	鳥短の授業料相当額について貸し付ける資金	720千円（1年間）																	
奨学金2		360千円（1年間）																	
奨学金1：生活保護世帯、市町村民税非課税世帯に属する者等																			
奨学金2：一定の所得基準を満たす者等																			

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

子育て応援課（内線：7572）

7目 特定疾患対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小児慢性特定疾患対策費	118,041	863	118,904	520			343	
トータルコスト	131,197	863	132,060	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	1.7人	0.0人	1.7人	システム改修、研修業務、補助金業務				
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

慢性疾病により長期にわたり治療を必要とする児童の健全な育成を図るため、県及び市町村が小児慢性特定疾患児に対して、医療の給付及び日常生活用具の給付を行う。

2 主な事業内容

（1）平成26年5月に児童福祉法の一部を改正する法案が可決されたことに伴い、小児慢性特定疾患医療費助成制度が改正され、制度改正を進める上で必要な手続きを行う。

区分	内容	所要額(千円)
患者情報管理システム改修	制度改正に伴う医療受給者証の発行及び必要帳票の出力に係る改修経費	550
医療費助成制度に係る研修	医療費助成制度に係る医療意見書を作成する医師について、必要に応じ県が研修を行う。 研修内容：制度、実務説明及び慢性疾患に係る診断基準等の解説	127
合計		677

（2）市町村が行う慢性疾患児に対する日常生活用具給付事業について補助を行う。

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳	
		国庫	県
H26予算額①	201	183	18
H26見込額②	387	365	22
所要額(②-①)	186	182	4

<参考>

児童福祉法の一部を改正する法律

第19条の2（概要）

都道府県は、医療費支給認定に係る児童等が、都道府県が指定する医療機関で小児慢性特定疾患に係る医療（指定小児慢性特定疾患医療支援）を受けた場合には、児童等の保護者に対し、小児慢性特定疾患医療費を支給する。

【法改正の趣旨】

国の研究事業により実施していた医療助成制度を、その実施に要する経費に消費税の収入を充て、公平かつ安定的な制度として確立させ、慢性疾患児の支援の充実及び調査・研究の推進を図る。

【改正概要】

- ・医療費助成に要する経費の財源を裁量的経費から義務的経費とする
- ・助成対象疾病の拡大（514から約700疾病へ）
- ・医療費支給水準について、慢性疾患児を抱える世帯の負担能力に応じた利用者負担を設定。  
※他の公費負担医療費制度との均衡の観点から給付水準を設定
- ・慢性疾患を診断する医師及び医療を提供する医療機関を県が指定する
- ・治療方針等に関する調査・研究の推進

【施行日】 平成27年1月1日

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7149）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童養護施設等処遇向上対策事業	19,704	4,852	24,556				4,852	
トータルコスト	21,252	4,852	26,104	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金交付事務				
工程表の政策目標（指標）	児童虐待防止及び里親制度の広報啓発の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

児童養護施設等においては、被虐待児に加え、発達障がい児・知的障がい児の入所も多い。これらの児童の特性に配慮し、処遇強化を図るため、国の配置基準を超えて職員を配置する施設に対し人件費を支援する。

2 主な事業内容

被虐待児、発達障がい児及び知的障がい児が10名を超えるごとに人件費1名分を定額補助する。当初、平成26年4月1日時点での加配職員数を8名と見込んでいたが、想定以上に対象児童の入所が増加したため、増員配置への対応を行うものである。更に今後、被虐待児等個別の支援を必要とする児童が増加した場合に、各施設の職員増配置に迅速に対応できるようにするものである。

実施主体	児童養護施設（5施設）、情緒障害児短期治療施設（1施設）
補助基準	各月初日時点で、直接処遇職員数が国の配置基準を上回る範囲において、被虐待児・発達障がい児・知的障がい児が10名を超えるごとに直接処遇職員を1名ずつ配置する。（補助単価：一人あたり月額204,628円）
補正額	4,852千円
職員配置数	5施設 計9名（H26.4.1時点） ※当初見込み 5施設 計8名

3 これまでの取組状況、改善点

被虐待児等個別支援が必要な児童の支援体制を充実させるため、国基準を上回る職員配置を行う施設に対して人件費の上乗せ助成を行ってきたところである。今年8月に発表された平成25年度の全国の児童相談所での児童虐待対応件数は7万件を突破し、過去最多を記録した。本県においても虐待対応件数の増加に伴って、今後被虐待児の施設入所が増加する可能性があるため、施設に対する支援体制の充実を図るものである。

（参 考）

①児童相談所での児童虐待対応件数（H25年度） 全国 7.3, 765件（速報値） 過去最多  
鳥取県 155件 過去最多

②児童相談所の体制強化（H25→H26）

・H25年度中の虐待対応件数の増加を踏まえ、H26年度の組織定数において、県全体で正職員+2名、非常勤職員+1名の増員配置を行った。



平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課 (内線: 7869)

3目 母子福祉費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 母子寡婦福祉資金システム改修事業	0	794	794				794	
トータルコスト	0	794	794	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	システム改修				
工程表の政策目標(指標)	ひとり親家庭の自立支援を図る。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付制度について、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改正され、平成26年10月1日に施行される。これにより、現行の「母子福祉資金」及び「寡婦福祉資金」に加え、新たに「父子福祉資金」の貸付が新設されることになったため、父子福祉資金貸付金の償還が始まる平成27年4月までに現行の「母子寡婦福祉資金システム」の改修を行うものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>システム改修業務委託 794千円</p> <p>【参考】母子寡婦福祉資金貸付の概要</p> <p>配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付を行う。</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課（内線：7173）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
地域医療対策費（医療施設等施設整備費）	5,014	49,392	54,406	49,392												
トータルコスト	5,788	49,392	55,180	（補正に係る主な業務内容）												
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等												
工程表の政策目標（指標）	安心・安全な医療提供体制の構築															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医療施設耐震整備として必要な改築工事に要する工事費に対し補助する。 国庫補助基準単価の増額見直し及び国協議の結果、適用される基準額の変更等に伴う増額するものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○医療施設耐震整備事業</p> <p>地震等の大規模災害発生時においても適切な医療提供体制の維持を図るため、医療施設の耐震整備を行う医療機関に対して、必要な経費の一部を助成する。</p>																
<p>&lt;事業概要&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>高島病院</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>医療施設耐震整備に要する工事費等</td> </tr> </table>									実施主体	高島病院	補助率	1/2	財源内訳	国10/10	対象経費	医療施設耐震整備に要する工事費等
実施主体	高島病院															
補助率	1/2															
財源内訳	国10/10															
対象経費	医療施設耐震整備に要する工事費等															
<p>&lt;基準額の改正&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>26年度（当初）</th> <th>26年度（今回補正）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     (1) 補強が必要と認められるもの                      基準面積                      2,300㎡×32,700円（現計予算要求時）                 </td> <td>                     (1) 補強が必要と認められるもの                      基準面積                      2,300㎡×35,800円                 </td> </tr> <tr> <td>                     (2) 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（改築又は10%以上の病床の削減を伴う新築）                      基準面積                      2,300㎡×155,000円                 </td> <td>                     (2) 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（改築又は10%以上の病床の削減を伴う新築）                      基準面積                      2,300㎡×169,700円（今回補正）                 </td> </tr> </tbody> </table>									26年度（当初）	26年度（今回補正）	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×32,700円（現計予算要求時）	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×35,800円	(2) 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（改築又は10%以上の病床の削減を伴う新築） 基準面積 2,300㎡×155,000円	(2) 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（改築又は10%以上の病床の削減を伴う新築） 基準面積 2,300㎡×169,700円（今回補正）		
26年度（当初）	26年度（今回補正）															
(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×32,700円（現計予算要求時）	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×35,800円															
(2) 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（改築又は10%以上の病床の削減を伴う新築） 基準面積 2,300㎡×155,000円	(2) 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（改築又は10%以上の病床の削減を伴う新築） 基準面積 2,300㎡×169,700円（今回補正）															
<p>補正額は、今年度執行見込額（61,181千円）から平成26年度への繰越額（11,789千円）を差し引いた額とする。</p>																

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費  
 4項 医薬費  
 2目 医務費

医療政策課（内線：7195）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）専門医認定支援事業	0	1,939	1,939	1,939	0	0	0	
トータルコスト	0	1,939	1,939	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標（指標）	鳥取県地域医療支援センターの運営、各種貸し付け制度などを通じた医療人材確保を着実に推進する。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>新たな専門医制度における専門医養成プログラムの認定基準を踏まえ、「地域医療に配慮した専門医の養成プログラム」の作成を行う医療機関に対する支援を行う。</p> <p>【対象となる養成プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合診療専門医（※）の養成プログラム</li> <li>○地域で幅広く求められる診療領域で、都市部の基幹病院と地域の病院をローテーションする内容の養成プログラム</li> </ul> <p>※総合診療専門医</p> <p>日常的に頻度が高く、幅広い領域の疾病や傷害等について、適切な初期対応と必要に応じた継続医療を全人的に提供する医師。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体：2医療機関                                鳥取県立中央病院                                鳥取生協病院</p> <p>(2) 補助率：1/2</p> <p>(3) 財源内訳：国10/10</p> <p>(4) 対象経費：養成プログラム作成者に係る人件費、旅費等</p> <p>(5) 予算額：1,939千円</p> <p>【参考】新たな専門医制度について</p> <p>○国が設置した「専門医の在り方に関する検討会」が平成25年4月にとりまとめた報告書において、以下のとおり示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師は、基本領域（内科、外科等の18診療領域に、新たに設けられた「総合診療」を加えた19診療領域）のいずれか1つの専門医資格を取得</li> <li>・専門医の養成は、大学病院等の基幹病院と地域の協力病院が病院群を構成して実施</li> <li>・専門医の認定等は、新たに設けられた第三者機関（一般社団法人日本専門医機構）が行う</li> <li>・平成29年度を目安に開始</li> </ul>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7195）

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 第8次看護職員需給見通し策定事業	0	1,120	1,120	1,120				
トータルコスト	0	1,894	1,894	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	実態調査の実施、会議の開催				
工程表の政策目標(指標)	看護職員の確保(病院勤務看護職員数：平成27年度目標 5,724人)							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>看護職員需給見通しは、看護行政の方向を検討する上での重要な基礎資料として、5年毎に実施される全国一斉調査であり、国から示される策定方針及び調査票に基づき実施する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 実態調査の実施(796千円)</p> <p>県内の病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所、介護保険関係施設、社会福祉施設等を対象に、看護職員の就業状況及び配置計画等について調査する。</p> <p>(2) 鳥取県看護職員確保対策検討部会の開催(324千円)</p> <p>鳥取県地域医療対策協議会の下に設置する鳥取県看護職員確保対策検討部会において、関係団体、有識者等から需給見通しに関する意見を聞く。(2回開催予定)</p> <p>(3) 今後のスケジュール</p> <p>平成26年9月 厚生労働省より需給見通し調査依頼 12月 実態調査の実施(～平成27年2月)</p> <p>平成27年3月 厚生労働省への報告 12月 厚生労働省、報告書のとりまとめ及び公表</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療指導課（内線：7203）

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
（新）危険ドラッグ撲滅事業	0	6,552	6,552			（雑入） 4	6,548																												
トータルコスト	0	15,065	15,065	（補正に係る主な業務内容）																															
従事する職員数	0.0人	1.1人	1.1人	委託契約、連絡調整等事務																															
工程表の政策目標（指標）	薬物、毒劇物の乱用防止及び指導・取締り																																		
事業内容の説明																																			
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>危険ドラッグが県内で流通することを防ぐため、条例改正により危険ドラッグの規制強化並びに規制・取締に係る体制強化を図るとともに危険ドラッグを許さない機運を醸成するため、各種の取組を行う。</p>																																			
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業内容</th> <th>所要額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 危険ドラッグ情報収集事業委託</td> <td>条例改正により、新たに製品名等で指定する知事指定薬物及び知事指定候補薬物の指定を行う。そのため、指定の参考となる情報を幅広く入手する必要があり、情報収集の業務を委託する。</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>(2) 検査体制の強化</td> <td>衛生環境研究所にある液体クロマトグラフ質量分析装置に、フォトダイオードアレイ検出器を増設し、指定薬物の同定検査の精度向上を図る。</td> <td>2,322</td> </tr> <tr> <td>(3) 指定薬物の標準品の備蓄</td> <td>現在市販されている標準品はほぼ備蓄できているが、新たな標準品が市販された場合等に速やかに購入する。</td> <td>標準事務費 対応</td> </tr> <tr> <td>(4) 知事指定薬物の指定に係るアドバイザーの任命</td> <td>知事指定薬物の指定にあたり、違法薬物の知見を有する者をアドバイザーに任命し、指定の合理性の評価をして頂く。</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>(5) 取締体制の強化</td> <td>危険ドラッグに関する専任の職員を医療指導課内に1名配置（県警OBを予定）し、訪問調査・注意喚起・啓発活動を行う。併せて製品指定の知事指定薬物等に関する告示事務を行う。</td> <td>1,118</td> </tr> <tr> <td>(6) 危険ドラッグに関するキャンペーンの実施</td> <td>危険ドラッグを許さない社会を創っていくためのキャッチフレーズとなる、標語・スローガンを募集する。 また、啓発用動画を作成し、学校・免許センター等で放映を行う。</td> <td>2,050</td> </tr> <tr> <td>(7) 啓発リーフレットの作成</td> <td>条例の改正内容を周知するリーフレットを作成し、薬物乱用防止指導員の協力を得て広く県民に周知する。</td> <td>標準事務費 対応</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>6,552</td> </tr> </tbody> </table>									項目	事業内容	所要額 (千円)	(1) 危険ドラッグ情報収集事業委託	条例改正により、新たに製品名等で指定する知事指定薬物及び知事指定候補薬物の指定を行う。そのため、指定の参考となる情報を幅広く入手する必要があり、情報収集の業務を委託する。	990	(2) 検査体制の強化	衛生環境研究所にある液体クロマトグラフ質量分析装置に、フォトダイオードアレイ検出器を増設し、指定薬物の同定検査の精度向上を図る。	2,322	(3) 指定薬物の標準品の備蓄	現在市販されている標準品はほぼ備蓄できているが、新たな標準品が市販された場合等に速やかに購入する。	標準事務費 対応	(4) 知事指定薬物の指定に係るアドバイザーの任命	知事指定薬物の指定にあたり、違法薬物の知見を有する者をアドバイザーに任命し、指定の合理性の評価をして頂く。	72	(5) 取締体制の強化	危険ドラッグに関する専任の職員を医療指導課内に1名配置（県警OBを予定）し、訪問調査・注意喚起・啓発活動を行う。併せて製品指定の知事指定薬物等に関する告示事務を行う。	1,118	(6) 危険ドラッグに関するキャンペーンの実施	危険ドラッグを許さない社会を創っていくためのキャッチフレーズとなる、標語・スローガンを募集する。 また、啓発用動画を作成し、学校・免許センター等で放映を行う。	2,050	(7) 啓発リーフレットの作成	条例の改正内容を周知するリーフレットを作成し、薬物乱用防止指導員の協力を得て広く県民に周知する。	標準事務費 対応	合計		6,552
項目	事業内容	所要額 (千円)																																	
(1) 危険ドラッグ情報収集事業委託	条例改正により、新たに製品名等で指定する知事指定薬物及び知事指定候補薬物の指定を行う。そのため、指定の参考となる情報を幅広く入手する必要があり、情報収集の業務を委託する。	990																																	
(2) 検査体制の強化	衛生環境研究所にある液体クロマトグラフ質量分析装置に、フォトダイオードアレイ検出器を増設し、指定薬物の同定検査の精度向上を図る。	2,322																																	
(3) 指定薬物の標準品の備蓄	現在市販されている標準品はほぼ備蓄できているが、新たな標準品が市販された場合等に速やかに購入する。	標準事務費 対応																																	
(4) 知事指定薬物の指定に係るアドバイザーの任命	知事指定薬物の指定にあたり、違法薬物の知見を有する者をアドバイザーに任命し、指定の合理性の評価をして頂く。	72																																	
(5) 取締体制の強化	危険ドラッグに関する専任の職員を医療指導課内に1名配置（県警OBを予定）し、訪問調査・注意喚起・啓発活動を行う。併せて製品指定の知事指定薬物等に関する告示事務を行う。	1,118																																	
(6) 危険ドラッグに関するキャンペーンの実施	危険ドラッグを許さない社会を創っていくためのキャッチフレーズとなる、標語・スローガンを募集する。 また、啓発用動画を作成し、学校・免許センター等で放映を行う。	2,050																																	
(7) 啓発リーフレットの作成	条例の改正内容を周知するリーフレットを作成し、薬物乱用防止指導員の協力を得て広く県民に周知する。	標準事務費 対応																																	
合計		6,552																																	
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成25年3月に鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例を制定し、本年3月に鳥取県薬物濫用対策推進計画を策定した。</p> <p>危険ドラッグの県内流通防止を目的に、県警と合同で、本年8月に雑貨店やラブホテル（39店舗）を訪問し、取扱商品の確認・注意喚起・情報提供の依頼などを行った。</p>																																			

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費									
					うち福祉保健部						
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費			
			補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1	報酬	416,904		416,904	396,864		396,864	174,721		174,721	
2	給料	1,588,420		1,588,420	1,525,622		1,525,622	384,176		384,176	
3	職員手当等	890,631		890,631	859,181		859,181	193,113		193,113	
4	共済費	612,998		612,998	587,769		587,769	150,179		150,179	
5	災害補償費										
6	恩給及び退職年金										
7	賃金	1,357		1,357	1,357		1,357	927		927	
8	報償費	63,747	1,698	65,445	54,308		54,308	14,948		14,948	
9	旅費	69,309	1,957	71,266	60,500		60,500	33,882		33,882	
	費用弁償	10,888		10,888	8,956		8,956	4,387		4,387	
	普通旅費	37,491	564	38,055	34,323		34,323	15,704		15,704	
	特別旅費	20,930	1,393	22,323	17,221		17,221	13,791		13,791	
10	交際費										
11	需用費	197,421	324	197,745	187,816		187,816	48,217		48,217	
12	役務費	94,674	64	94,738	85,993		85,993	30,286		30,286	
13	委託料	2,895,876	2,183	2,898,059	2,782,952	794	2,783,746	575,143		575,143	
14	使用料及び賃借料	82,435	768	83,203	78,221		78,221	33,734		33,734	
15	工事請負費	440,387		440,387	440,387		440,387	77,782		77,782	
16	原材料費										
17	公有財産購入費										
18	備品購入費	27,636		27,636	27,486		27,486	11,111		11,111	
19	負担金、補助及び交付金	34,839,509	△ 149,617	34,689,892	34,505,419	△ 149,617	34,355,802	28,075,205	96,105	28,171,310	
20	扶助費	1,775,044	1,800	1,776,844	1,775,044		1,775,044	1,108,708		1,108,708	
21	貸付金	37,986		37,986	37,786		37,786	14,146		14,146	
22	補償、補填及び賠償金										
23	償還金、利子及び割引料	59		59	59		59	59		59	
24	投資及び出資金										
25	積立金	1,421,144	31,527	1,452,671	1,403,028	31,527	1,434,555	212,293	31,527	243,820	
26	寄附金	1,250		1,250	1,250		1,250	50		50	
27	公課費	81		81	81		81	5		5	
28	繰出金	1,882		1,882	1,882		1,882				
	予備費										
	計	45,458,750	△ 109,296	45,349,454	44,813,005	△ 117,296	44,695,709	31,138,685	127,632	31,266,317	
財源内訳	国庫支出金	4,587,539	△ 263,564	4,323,975	4,365,289	△ 263,564	4,101,725	1,043,398	11,877	1,055,275	
	地方債	72,000		72,000	72,000		72,000				
	その他	5,071,298	131,840	5,203,138	5,022,344	131,840	5,154,184	2,654,398	114,614	2,769,012	
	一般財源	35,727,913	22,428	35,750,341	35,353,372	14,428	35,367,800	27,440,889	1,141	27,442,030	

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費						2項 児童福祉費		
		1目 社会福祉総務費			12目 障がい者自立支援事業費			補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1	報酬	114,603		114,603	23,574		23,574	208,419		208,419
2	給料	384,176		384,176				1,082,342		1,082,342
3	職員手当等	193,113		193,113				636,352		636,352
4	共済費	142,091		142,091	3,278		3,278	414,659		414,659
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	927		927				430		430
8	報償費	994		994	4,961		4,961	39,118		39,118
9	旅費	6,836		6,836	12,040		12,040	24,080		24,080
	費用弁償	1,327		1,327	1,502		1,502	3,974		3,974
	普通旅費	4,670		4,670	4,775		4,775	16,784		16,784
	特別旅費	839		839	5,763		5,763	3,322		3,322
10	交際費									
11	需用費	19,156		19,156	20,143		20,143	133,738		133,738
12	役務費	6,512		6,512	11,650		11,650	52,764		52,764
13	委託料	98,424		98,424	346,312		346,312	2,151,740	794	2,152,534
14	使用料及び賃借料	8,586		8,586	14,970		14,970	43,282		43,282
15	工事請負費	42,780		42,780	35,002		35,002	362,605		362,605
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	878		878	5,400		5,400	16,375		16,375
19	負担金、補助及び交付金	542,739	92,669	635,408	3,801,294	3,436	3,804,730	6,123,872	△ 251,848	5,872,024
20	扶助費				1,107,167		1,107,167	323,306		323,306
21	貸付金	14,146		14,146				23,640		23,640
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	4,236	31,527	35,763	1,911		1,911	1,189,988		1,189,988
26	寄附金									
27	公課費				5		5	76		76
28	繰出金							1,882		1,882
	予備費									
	計	1,580,197	124,196	1,704,393	5,387,707	3,436	5,391,143	12,828,668	△ 251,054	12,577,614
財源内訳	国庫支出金	74,571	26,582	101,153	831,507	△ 14,705	816,802	3,056,427	△ 275,441	2,780,986
	地方債							72,000		72,000
	その他	62,839	97,614	160,453	401,214	17,000	418,214	2,202,714	11,100	2,213,814
	一般財源	1,442,787		1,442,787	4,154,986	1,141	4,156,127	7,497,527	13,287	7,510,814

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		2項 児童福祉費						3項 生活保護費		
		1目 児童福祉総務費			3目 母子福祉費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	90,283		90,283	13,760		13,760	13,724		13,724
2	給料	1,082,342		1,082,342			59,104		59,104	
3	職員手当等	636,352		636,352			29,716		29,716	
4	共済費	400,630		400,630	1,379		1,379	22,931		22,931
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費	10,465		10,465	6,215		6,215	242		242
9	旅費	13,988		13,988	822		822	2,458		2,458
	費用弁償	2,426		2,426	358		358	595		595
	普通旅費	8,994		8,994	422		422	1,755		1,755
	特別旅費	2,568		2,568	42		42	108		108
10	交際費									
11	需用費	29,156		29,156	867		867	5,761		5,761
12	役務費	14,014		14,014	813		813	2,843		2,843
13	委託料	253,510		253,510	9,352	794	10,146	56,069		56,069
14	使用料及び賃借料	11,863		11,863	758		758	1,165		1,165
15	工事請負費	304,652		304,652						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	3,044		3,044						
19	負担金、補助及び交付金	3,168,855	△ 251,848	2,917,007	11,568		11,568	306,342	6,126	312,468
20	扶助費	1,500		1,500	73,211		73,211	339,430		339,430
21	貸付金	23,640		23,640						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,189,988		1,189,988						
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金				1,882		1,882			
	予備費									
	計	7,234,282	△ 251,848	6,982,434	120,627	794	121,421	839,785	6,126	845,911
財源内訳	国庫支出金	2,019,768	△ 275,441	1,744,327	41,346		41,346	265,464		265,464
	地方債	72,000		72,000						
	その他	1,559,436	11,100	1,570,536	5,551		5,551	162,685	6,126	168,811
	一般財源	3,583,078	12,493	3,595,571	73,730	794	74,524	411,636		411,636



平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費			4款 衛生費					
		うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部		
		3項 生活保護費						補正前	補正額	補正後
		1目 生活保護総務費								
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	13,724		13,724	158,441	1,203	159,644	91,594	1,203	92,797
2	給料	59,104		59,104	1,459,130		1,459,130	712,942		712,942
3	職員手当等	29,716		29,716	787,952		787,952	408,332		408,332
4	共済費	22,931		22,931	548,370	153	548,523	269,383	153	269,536
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金				9,905		9,905	9,905		9,905
8	報償費	242		242	44,000	176	44,176	34,616	176	34,792
9	旅費	2,458		2,458	75,619	95	75,714	42,927	95	43,022
	費用弁償	595		595	11,438	82	11,520	4,809	82	4,891
	普通旅費	1,755		1,755	37,108		37,108	19,515		19,515
	特別旅費	108		108	27,073	13	27,086	18,603	13	18,616
10	交際費									
11	需用費	5,761		5,761	275,207	82	275,289	164,115	82	164,197
12	役務費	2,843		2,843	65,982	908	66,890	36,218	908	37,126
13	委託料	55,816		55,816	997,912	3,350	1,001,262	478,439	3,350	481,789
14	使用料及び賃借料	1,165		1,165	79,269	60	79,329	37,399	60	37,459
15	工事請負費				258,942		258,942			
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				78,050	3,546	81,596	10,617	2,322	12,939
19	負担金、補助及び交付金	111,932	6,126	118,058	5,980,115	53,617	6,033,732	5,182,344	51,517	5,233,861
20	扶助費	1,530		1,530	1,293,201		1,293,201	1,293,201		1,293,201
21	貸付金				898,253		898,253	809,952		809,952
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金				19,638		19,638	9,864		9,864
26	寄附金				30,500		30,500	30,500		30,500
27	公課費				37		37	37		37
28	繰出金									
	予備費									
	計	307,222	6,126	313,348	13,060,523	63,190	13,123,713	9,622,385	59,866	9,682,251
財源内訳	国庫支出金	33,183		33,183	1,497,741	52,971	1,550,712	1,215,421	52,971	1,268,392
	地方債				37,000		37,000	12,000		12,000
	その他	160,685	6,126	166,811	2,472,621	4	2,472,625	2,164,559	4	2,164,563
	一般財源	113,354		113,354	9,053,161	10,215	9,063,376	6,230,405	6,891	6,237,296

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費						4項 医薬費		
		補正前	補正額	補正後	7目 特定疾患対策費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額				補正後					
1	報酬	55,135		55,135	4,468		4,468	32,070	1,203	33,273
2	給料	136,678		136,678				262,274		262,274
3	職員手当等	77,849		77,849				161,235		161,235
4	共済費	57,226		57,226	1,598		1,598	98,172	153	98,325
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	9,249		9,249	7,838		7,838	656		656
8	報償費	16,635	54	16,689	253	54	307	17,789	122	17,911
9	旅費	20,464	13	20,477	700	13	713	20,085	82	20,167
	費用弁償	2,961		2,961	284		284	1,740	82	1,822
	普通旅費	8,154		8,154	290		290	9,113		9,113
	特別旅費	9,349	13	9,362	126	13	139	9,232		9,232
10	交際費									
11	需用費	124,160		124,160	653		653	27,874	82	27,956
12	役務費	18,181	550	18,731	3,048	550	3,598	11,867	358	12,225
13	委託料	308,375		308,375	34,251		34,251	159,844	3,350	163,194
14	使用料及び賃借料	12,048	60	12,108	2,817	60	2,877	15,470		15,470
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	3,398		3,398				6,949	2,322	9,271
19	負担金、補助及び交付金	394,919	186	395,105	201	186	387	4,787,043	51,331	4,838,374
20	扶助費	1,293,081		1,293,081	772,198		772,198	120		120
21	貸付金							809,952		809,952
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	116		116				9,748		9,748
26	寄附金							30,500		30,500
27	公課費							7		7
28	繰出金									
	予備費									
	計	2,527,514	863	2,528,377	828,025	863	828,888	6,451,655	59,003	6,510,658
財源内訳	国庫支出金	906,838	520	907,358	403,520	520	404,040	308,583	52,451	361,034
	地方債	12,000		12,000						
	その他	130,876		130,876	49		49	2,033,666	4	2,033,670
	一般財源	1,477,800	343	1,478,143	424,456	343	424,799	4,109,406	6,548	4,115,954

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費								
		2目 医務費			3目 保健師等指導管理費			4目 薬務費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	4,778		4,778	8,231	238	8,469	3,985	965	4,950
2	給料									
3	職員手当等									
4	共済費	182		182	1,357		1,357	589	153	742
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	35		35	621		621			
8	報償費	2,831		2,831	708		708	453	122	575
9	旅費	9,018		9,018	1,739	82	1,821	3,088		3,088
	費用弁償	808		808	24	82	106	102		102
	普通旅費	2,605		2,605	717		717	1,841		1,841
	特別旅費	5,605		5,605	998		998	1,145		1,145
10	交際費									
11	需用費	9,211		9,211	718	82	800	5,563		5,563
12	役務費	5,030		5,030	639	358	997	1,004		1,004
13	委託料	107,509		107,509	39,516	360	39,876	11,518	2,990	14,508
14	使用料及び賃借料	7,387		7,387	527		527	644		644
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				15		15	123	2,322	2,445
19	負担金、補助及び交付金	1,613,646	51,331	1,664,977	669,654		669,654	1,700		1,700
20	扶助費							120		120
21	貸付金	277,320		277,320	532,632		532,632			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	9,748		9,748						
26	寄附金	30,500		30,500						
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	2,077,195	51,331	2,128,526	1,256,357	1,120	1,257,477	28,787	6,552	35,339
財源内訳	国庫支出金	268,738	51,331	320,069	34,039	1,120	35,159	5,806		5,806
	地方債									
	その他	1,447,845		1,447,845	540,246		540,246	644	4	648
	一般財源	360,612		360,612	682,072		682,072	22,337	6,548	28,885

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	福祉保健部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	491,777	1,203	492,980
2	給料	2,238,564		2,238,564
3	職員手当等	1,267,513		1,267,513
4	共済費	857,399	153	857,552
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	11,262		11,262
8	報償費	89,910	176	90,086
9	旅費	104,721	95	104,816
	費用弁償	14,291	82	14,373
	普通旅費	54,046		54,046
	特別旅費	36,384	13	36,397
10	交際費			
11	需用費	352,218	82	352,300
12	役務費	122,271	908	123,179
13	委託料	3,263,236	4,144	3,267,380
14	使用料及び賃借料	115,670	60	115,730
15	工事請負費	440,387		440,387
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	38,103	2,322	40,425
19	負担金、補助及び交付金	40,655,653	△ 98,100	40,557,553
20	扶助費	3,068,245		3,068,245
21	貸付金	847,738		847,738
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料	148,059		148,059
24	投資及び出資金			
25	積立金	1,412,892	31,527	1,444,419
26	寄附金	31,750		31,750
27	公課費	118		118
28	繰出金	1,882		1,882
	予備費			
	計	55,559,368	△ 57,430	55,501,938
財源内訳	国庫支出金	5,758,061	△ 210,593	5,547,468
	地方債	84,000		84,000
	その他	7,208,437	131,844	7,340,281
	一般財源	42,508,870	21,319	42,530,189

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等
3 款 民生費	
1 項 社会福祉費	
1 目 社会福祉総務費	
負担金、補助及び交付金	鳥取県臨時特例つなぎ資金貸付事業補助金 2,657
	安心生活創造推進事業補助金 90,012
積立金	鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金 31,527
1 2 目 障がい者自立支援事業費	
負担金、補助及び交付金	鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金 3,436
2 項 児童福祉費	
1 目 児童福祉総務費	
負担金、補助及び交付金	保育所緊急整備事業補助金 11,100
	保育対策等促進事業補助金 15,282
	保育緊急確保事業補助金 ▲ 284,571
	被災した子どもへの保育料減免補助金 1,489
	児童養護施設等処遇向上対策事業費補助金 4,852
3 項 生活保護費	
1 目 生活保護総務費	
負担金、補助及び交付金	鳥取県離職者等生活困窮者支援事業補助金 6,126
4 款 衛生費	
1 項 公衆衛生費	
7 目 特定疾患対策費	
負担金、補助及び交付金	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助金 186
2 項 医薬費	
2 目 医務費	
負担金、補助及び交付金	鳥取県医療提供体制施設整備補助金 (医療施設耐震整備事業) 49,392
	専門医認定支援事業補助金 1,939
3 目 保健師等指導管理費	
報酬	看護職員確保対策検討部会委員 12人
4 目 薬務費	
報酬	非常勤職員 1人

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成26年度 子育て拠点施設等整備 事業補助	104,436			平成27年度	104,436			104,436	
平成26年度 鳥取県保育士等修学資 金貸付金	5,760			平成27年度から 平成28年度まで	5,760				5,760

障がい福祉課（内線：7866）  
 子育て応援課（内線：7572）  
 子ども発達支援課（内線：7865）  
 健康政策課（内線：7769）

議案第4号（条例関係）

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例の設定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>慢性疾病の患者等に医療費を支給する児童福祉法の一部改正及び難病の患者に対する医療等に関する法律の制定に伴い、当該医療費の受給資格を証する書類の提出に応じない者等に対し、過料を科そうとするものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 小児特定慢性疾病に係る医療受給者証の返還に応じない者</li> <li>イ 正当な理由がなく、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の保護者等に対する報告徴収に応じない者</li> <li>ウ 難病に係る医療受給者証の返還に応じない者</li> <li>エ 正当な理由がなく、難病の患者等に対する報告徴収に応じない者</li> </ul> <p>(2) 施行期日等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 施行期日は、平成27年1月1日とする。</li> <li>イ 関係条例について所要の規定の整備を行う</li> </ul>

鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第62条の6、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第115条第1項及び第2項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病患者医療法」という。）第47条の規定に基づき、これらの法律に違反する者に対する過料について定めるものとする。

(過料)

第2条 次のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 児童福祉法第19条の6第2項の規定による医療受給者証又は同法第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者
- (2) 正当な理由がなく、児童福祉法第57条の3第2項又は第3項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (3) 正当な理由がなく、障害者総合支援法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (4) 正当な理由がなく、障害者総合支援法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (5) 難病患者医療法第11条第2項の規定による医療受給者証の返還を求められてこれに応じない者
- (6) 正当な理由がなく、難病患者医療法第35条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正)

2 鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県障害者介護給付費等不服審査会条例</u></p>	<p><u>鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u></p>
	<p>(趣旨)</p>
	<p><u>第1条</u> この条例は、<u>他の条例に定めるもののほか、</u> <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>
<p>(設置)</p>	<p>(不服審査会)</p>
<p><u>第1条</u> <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支</u></p>	<p><u>第2条</u> <u>法第98条第1項の規定により法第97条第1項</u></p>



<p>援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項の規定に基づき、法第97条第1項の審査請求（以下「審査請求」という。）の事件を取り扱わせるため、鳥取県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>（定数等） 第2条 略</p> <p>（関係人等に対する報酬） 第3条 略</p>	<p>の審査請求（以下「審査請求」という。）の事件を取り扱わせるため、鳥取県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>（定数等） 第3条 略</p> <p>（関係人等に対する報酬） 第4条 略</p> <p>（過料） 第5条 <u>正当な理由なしに、法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。</u></p> <p>2 <u>正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。</u></p>
--	--

（鳥取県児童福祉法施行条例の一部改正）

3 鳥取県児童福祉法施行条例（平成24年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>鳥取県障害児通所給付費等不服審査会条例</p> <p>（設置） 第1条 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の5の5第2項において準</u></p>	<p>鳥取県児童福祉法施行条例</p> <p>（趣旨） 第1条 <u>この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（不服審査会の設置） 第2条 <u>法第56条の5の5第1項の審査請求（以下「審査請求」という。）の事件を取り扱わせるた</u></p>

用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第98条第1項の規定に基づき、法第56条の5の5第1項の審査請求（以下「審査請求」という。）の事件を取り扱わせるため、鳥取県障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

2 略

(組織等)

第2条 略

2 不服審査会の委員、会長その他不服審査会に関し必要な事項は、法第56条の5の5第2項において準用する障害者総合支援法第8章並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の5及び第44条の6に規定するもののほか、不服審査会が定める。

(関係人等に対する報酬)

第3条 略

め、鳥取県障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

2 略

(不服審査会の組織)

第3条 略

2 不服審査会の委員、会長その他不服審査会に関し必要な事項は、法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第8章並びに政令第44条の5及び第44条の6に規定するもののほか、不服審査会が定める。

(関係人等に対する報酬)

第4条 略

(過料)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 法第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者
- (2) 正当の理由がないのに、法第57条の3第2項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法及び政令の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県認定こども園に関する条例の全部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由          就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める等の改正を行う。</p> <p>2 概要          (1) 教育又は保育に従事する職員の人数を、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上とすること、保育室又は遊戯室の面積を満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上とすること等幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める。</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園の認可等について調査審議する合議制の機関は、子育て王国とっとり会議とする。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日等          ア 施行期日は、子ども・子育て支援法の施行日とする。          イ 関係条例について、所要の規定の整備を行う。          ウ 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>【参考】 幼保連携型認定こども園の改正概要</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;現行&gt; 知事が認定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>幼稚園 (学校)</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>保育所 (児童福祉施設)</p> </div> </div> </div> <p>⇒</p> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;改正後&gt; 知事が認可</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">幼保連携型認定こども園 (学校及び児童福祉施設)</p> </div> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園は学校教育法に基づく認可</li> <li>○保育所は児童福祉法に基づく認可</li> <li>○それぞれの法体系に基づく指導監督</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○改正認定こども園法に基づく単一の認可</li> <li>○指導監督の一本化</li> </ul> </div> </div> </div> </div>

鳥取県認定こども園に関する条例

鳥取県認定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条例第76号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項及び第3項、第13条第1項並びに第25条の規定に基づき、認定こども園に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、認定こども園法で使用する用語の例による。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件）

第3条 認定こども園法第3条第1項及び第3項の条例で定める要件は、別表第1のとおりとする。

（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準）

第4条 認定こども園法第13条第1項の条例で定める基準は、別表第2のとおりとする。

（水準の向上）

第5条 知事は、子育て王国とっとり会議（子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）第12条第1項に規定する子育て王国とっとり会議をいう。以下同じ。）の意見を聴き、認定こども園の設備及び運営の向上を図るものとする。

（幼保連携型認定こども園に関する審議会）

第6条 認定こども園法第25条に規定する合議制の機関は、子育て王国とっとり会議とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園については、この条例の施行の日から5年間、この条例の規定は適用せず、改正前の鳥取県認定こども園に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例別表の1の表に定める基準は、認定こども園法第13条第1項の条例で定める基準とみなす。

3 この条例の施行の際現に存する施設を用いる認定こども園については、規則で定めるところにより、この条例の規定の特例を設けることができる。

（鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正）

4 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（防災教育等）</p> <p>第12条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所等の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を関係機関及び地域住民と連携しながら実施するものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>（防災教育等）</p> <p>第12条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を関係機関及び地域住民と連携しながら実施するものとする。</p> <p>2～4 略</p>

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

5 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 幼稚園及び認定こども園に関する事項(教育委員会の所管に係るものを除く。)</p> <p>(8)～(10) 略</p>	<p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 幼稚園に関する事項(教育委員会の所管に係るものを除く。)</p> <p>(8)～(10) 略</p>

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

6 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て王国とっとり 会議</td> <td> <p>略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項各号に掲げる事項</p> <p>(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項</p> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		子育て王国とっとり 会議	<p>略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項各号に掲げる事項</p> <p>(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項</p>	略		<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て王国とっとり 会議</td> <td> <p>略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項各号に掲げる事項</p> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		子育て王国とっとり 会議	<p>略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項各号に掲げる事項</p>	略	
名称	調査審議する事項																
略																	
子育て王国とっとり 会議	<p>略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項各号に掲げる事項</p> <p>(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項</p>																
略																	
名称	調査審議する事項																
略																	
子育て王国とっとり 会議	<p>略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項各号に掲げる事項</p>																
略																	

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

7 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成25年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>

別表第4（第10条関係）

項目	基準
職員の配置	1 略
	2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数を合計した数以上とし、2人を下回らないこと。
	略
	3～5 略
略	

別表第4（第10条関係）

項目	基準
職員の配置	1 略
	2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数を合計した数以上（ <u>認定こども園である保育所</u> にあっては、 <u>鳥取県認定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条例第76号）別表の1の(1)の職員配置の項のアに定める数</u> ）とし、2人を下回らないこと。
	略
	3～5 略
略	

（鳥取県教育審議会条例の一部改正）

- 8 鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>（分科会）</p> <p>第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校等教育分科会</td> <td>公立の幼稚園、<u>幼保連携型認定こども園</u>、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p>	名称	所掌事務	学校等教育分科会	公立の幼稚園、 <u>幼保連携型認定こども園</u> 、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。	略		<p>（分科会）</p> <p>第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校等教育分科会</td> <td>公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p>	名称	所掌事務	学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。	略	
名称	所掌事務												
学校等教育分科会	公立の幼稚園、 <u>幼保連携型認定こども園</u> 、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。												
略													
名称	所掌事務												
学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。												
略													

（鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 9 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料の減免）</p> <p>第8条 知事は、次に掲げる場合には、使用料を減額</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第8条 知事は、次に掲げる場合には、使用料を減額</p>

<p>し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に学習、研修、展示等の教育活動のために使用させるとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所に学習、研修、展示等の教育活動のために使用させるとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

別表第1（第3条関係）

項目	基準								
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、子どもが心身ともに健やかに育成することを目指して運営すること。</li> <li>2 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営すること。</li> <li>3 地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めること。</li> <li>4 子どもの国籍、信条、社会的身分及び費用を負担するか否かによって、差別的取扱いを行わないこと。</li> <li>5 子どもに対し、虐待その他の心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。</li> <li>6 サービスの提供の項第9号前段の規定による評価の結果等を踏まえ、設備及び運営の向上を図るよう努めること。</li> </ol>								
学級の編制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 満3歳以上の子どもについては、学級を編制すること。</li> <li>2 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成し、1学級の子どもの数を35人以下とすること。</li> <li>3 子どもの処遇の向上を図るよう、前号に定める人数を下回る子どもで学級を編成するよう努めること。</li> </ol>								
職員配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設内で調理をしない場合その他の規則で定める場合を除き、調理員を置くこと。</li> <li>2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師又は看護師を置くよう努めること。</li> <li>3 教育又は保育に従事する職員の人数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数以上とし、常時2人を下回らないこと。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">満4歳以上の子ども</td> <td style="padding: 2px;">おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">満3歳の子ども</td> <td style="padding: 2px;">おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">満1歳以上満3歳未満の子ども</td> <td style="padding: 2px;">おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">満1歳未満の子ども</td> <td style="padding: 2px;">おおむね3人につき1人</td> </tr> </table> </li> <li>4 子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実を図るよう、前号に定める人数を上回る職員の配置に努めること。</li> <li>5 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者とする。</li> <li>6 満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員は、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者とする。ただし、これらを併せて有する者とするのが困難であるときは、そのいずれかを有する者とする。</li> <li>7 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。</li> </ol>	満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人	満3歳の子ども	おおむね20人につき1人	満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人	満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人
満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人								
満3歳の子ども	おおむね20人につき1人								
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人								
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人								
設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、施設内で調理をしない場合その他の規則で定</li> </ol>								

める場合にあっては、調理室を設けないことができる。

- (1) 職員室
  - (2) 乳児室又はほふく室（満2歳未満の子どもを入園させる場合に限る。）
  - (3) 保育室又は遊戯室
  - (4) 保健室
  - (5) 調理室
  - (6) 便所
  - (7) 屋外遊戯場（施設の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）
- 2 特別な事情があるときは、前号の規定にかかわらず、保健室と職員室とを兼用することができること。
- 3 満3歳以上の子どもに係る保育室又は遊戯室の数は、学級数を下回らないこと。
- 4 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上とすること。
- 5 乳児室又はほふく室の面積は、ほふくしない満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル及びほふくする満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートルを合計した面積以上とすること。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める面積を合計した面積以上とすること。

(1) 満3歳以上の子ども

学級数	面積（平方メートル）
1	180
2以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- (2) 満2歳の子ども 1人につき1.98平方メートル
- (3) 満2歳未満の子ども 前号に定める乳児室又はほふく室の面積
- 7 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める面積を合計した面積以上とし、満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートルを下回らないこと。

(1) 満3歳以上の子ども

学級数	面積（平方メートル）
2以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- (2) 満2歳の子ども 1人につき3.3平方メートル
- 8 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。

サービスの提供

- 1 連携施設以外の幼稚園である場合にあっては、認定こども園法第3条第2項第1号に掲げる基準を満たすこと。
- 2 保育所等である場合にあっては、認定こども園法第3条第2項第2号に掲げる基準を満たすこと。
- 3 連携施設である場合にあっては、認定こども園法第3条第4項第1号に掲げる基準を満たすこと。
- 4 子育て支援事業のうち、施設が所在する市町村の長が実施する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- 5 教育を行う時間は、1日4時間を標準とし、子どもの心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
- 6 保育を行う時間（教育を行う時間を含む。）は、原則として、1日8時間以上とし、



	<p>保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、必要な時間とすること。</p> <p>7 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する教育及び保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(4) 教育又は保育を行う日及び時間</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類及び額</p> <p>(6) 子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 利用の開始及び終了に関する事項</p> <p>(8) 非常災害その他の緊急時における対応方法</p> <p>(9) 虐待の防止に関する措置</p> <p>8 感染症その他の健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>9 認定子ども園法第23条の規定の例により評価を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>10 障がいのある子どもが入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で教育及び保育を実施すること。</p> <p>11 保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。</p> <p>12 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>13 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p> <p>14 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。</p>
記録の作成及び保存	規則で定めるところにより、職員、設備及び会計に関する帳簿その他の記録を整備し、保存すること。
事故等への対応	<p>1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 子どもの負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び家族に連絡すること。</p> <p>4 前3号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。</p>

別表第2（第4条関係）

項目	基準
基本方針	<p>1 明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、子どもが心身ともに健やかに育成することを旨として運営すること。</p> <p>2 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営すること。</p> <p>3 地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めること。</p> <p>4 子どもの国籍、信条、社会的身分及び費用を負担するか否かによって、差別的取扱いを行わないこと。</p>

	<p>5 子どもに対し、虐待その他の心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。</p> <p>6 認定こども園法第23条の規定による評価の結果等を踏まえ、設備及び運営の向上を図るよう努めること。</p>								
学級の編制	<p>1 満3歳以上の子どもについては、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制すること。</p> <p>2 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成し、1学級の子どもの数を35人以下とすること。</p> <p>3 子どもの処遇の向上を図るよう、前号に定める人数を下回る子どもで学級を編成するよう努めること。</p>								
職員配置	<p>1 施設内で調理をしない場合その他の規則で定める場合を除き、調理員を置くこと。</p> <p>2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師又は看護師を置くよう努めること。</p> <p>3 教育又は保育に従事する職員の人数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数以上とし、常時2人を下回らないこと。</p> <table border="1" data-bbox="416 689 1310 860"> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳の子ども</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の子ども</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の子ども</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </table> <p>4 子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実を図るよう、前号に定める人数を上回る職員の配置に努めること。</p> <p>5 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。</p>	満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人	満3歳の子ども	おおむね20人につき1人	満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人	満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人
満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人								
満3歳の子ども	おおむね20人につき1人								
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人								
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人								
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、施設内で調理をしない場合その他の規則で定める場合にあつては、調理室を設けないことができる。</p> <p>(1) 職員室</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室（満2歳未満の子どもを入園させる場合に限る。）</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室</p> <p>(4) 保健室</p> <p>(5) 調理室</p> <p>(6) 便所</p> <p>(7) 園庭</p> <p>(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</p> <p>2 特別な事情があるときは、前号の規定にかかわらず、保健室と職員室とを兼用することができること。</p> <p>3 満3歳以上の子どもに係る保育室又は遊戯室の数は、学級数を下回らないこと。</p> <p>4 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上とすること。</p> <p>5 乳児室又はほふく室の面積は、ほふくしない満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル及びほふくする満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートルを合計した面積以上とすること。</p> <p>6 園舎の面積は、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める面積を合計した面積以上とすること。</p> <p>(1) 満3歳以上の子ども</p> <table border="1" data-bbox="450 1895 1310 2020"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2以上</td> <td>320+100×（学級数-2）</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	1	180	2以上	320+100×（学級数-2）		
学級数	面積（平方メートル）								
1	180								
2以上	320+100×（学級数-2）								

- (2) 満2歳の子ども 1人につき1.98平方メートル
- (3) 満2歳未満の子ども 前号に定める乳児室又はほふく室の面積
- 7 園庭の面積は、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める面積を合計した面積以上とし、満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートルを下回らないこと。

(1) 満3歳以上の子ども

学級数	面積（平方メートル）
2以下	330+30×（学級数-1）
3以上	400+80×（学級数-3）

- (2) 満2歳の子ども 1人につき3.3平方メートル
- 8 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。

- サービスの提供
- 1 教育を行う時間は、1日4時間を標準とし、子どもの心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
  - 2 保育を行う時間（教育を行う時間を含む。）は、原則として、1日8時間以上とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、必要な時間とすること。
  - 3 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。
    - (1) 施設の目的及び運営の方針
    - (2) 提供する教育及び保育の内容
    - (3) 職員の職種、人数及び職務の内容
    - (4) 教育又は保育を行う日及び時間
    - (5) 保護者から受領する費用の種類及び額
    - (6) 子どもの区分ごとの利用定員
    - (7) 利用の開始及び終了に関する事項
    - (8) 非常災害その他の緊急時における対応方法
    - (9) 虐待の防止に関する措置
  - 4 感染症その他の健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。
  - 5 認定子ども園法第23条の規定による評価の結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
  - 6 障がいのある子どもが入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で教育及び保育を実施すること。
  - 7 保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。
  - 8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。
  - 9 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。
  - 10 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。

記録の作成及び保存 規則で定めるところにより、職員、設備及び会計に関する帳簿その他の記録を整備し、保存すること。

- 事故等への対応
- 1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。
  - 2 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口の設置その

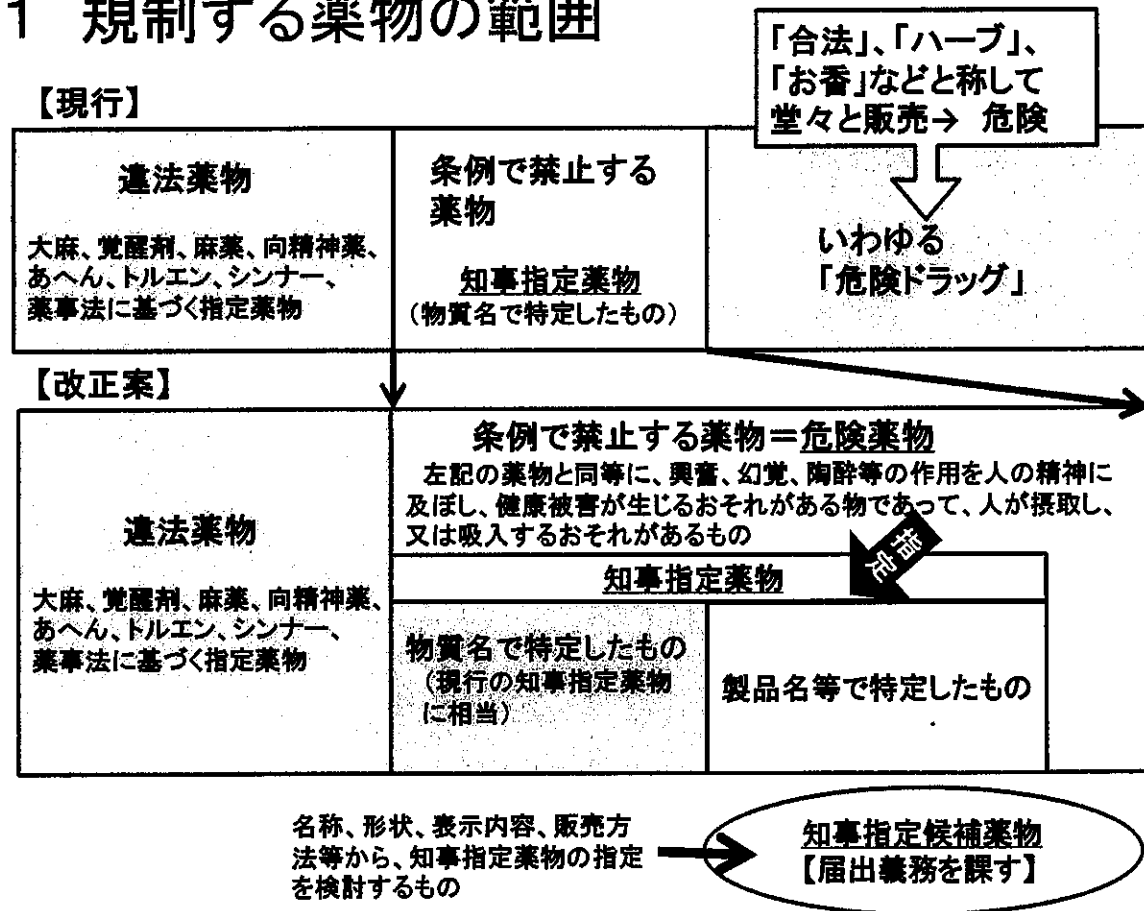
他の措置を講ずること。

- 3 子どもの負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び家族に連絡すること。
- 4 前3号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 危険ドラッグの使用による事故が全国で多発していることに鑑み、危険ドラッグの販売、使用等の規制を強化する。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 麻薬、覚醒剤等と同等に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、人の健康に被害が生ずるおそれがある物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの（酒類、たばこ及び医薬品を除く。）を危険薬物とし、危険薬物の製造、販売、使用、所持等の行為を禁止する。</p> <p>(2) 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるときは、薬物の専門家の意見を聴いて、知事指定薬物に指定することができる。 ア 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が麻薬、覚醒剤等と同等であると特定されている物 イ 麻薬、覚醒剤等と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物</p> <p>(3) 知事は、名称、形状、表示内容、販売方法その他の情報から、知事指定薬物の指定を検討する物を知事指定候補薬物に指定することができる。また、知事指定候補薬物の製造、販売等をする者は、人の健康に被害が生じないことを証明するに足る書類を提出して、知事指定候補薬物の指定の解除を申し立てることができる。</p> <p>(4) 知事指定候補薬物の販売、購入等をしたときは、知事に届け出ることとする。</p> <p>(5) 県民は、薬物の取引に関する情報を警察官などに提供すること等により、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組むものとする。</p> <p>(6) 施行期日等 ア 施行期日は、公布の日から起算して1月を経過した日とする。なお、薬事法等の一部を改正する法律に係る部分の施行期日は、平成26年11月25日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。 ウ 鳥取県青少年健全育成条例について所要の規定の整備を行う。</p>

# 条例案の概要

## 1 規制する薬物の範囲



## 2 その他の主な概要

項目	内容
警告、中止命令 立入調査等	物質名が特定された知事指定薬物から危険ドラッグ全体に禁止薬物の対象を拡大。違反者には警告、中止命令を出すとともに立入調査等を行う。また新設の知事指定候補薬物について届出を行わない販売者等にも立入調査等を行う。
罰 則	上記の中止命令に違反した者、物質名が特定された知事指定薬物の製造・販売等を行った者、立入調査等を拒んだ者には罰則を課す。
知事指定候補薬物に係る届出 【新設】	名称、形状、表示内容、販売方法等から、知事指定薬物の指定を検討する製品の販売者等に届出義務を課す。(販売者等から解除の申立てができる)
県民運動	薬物の濫用防止に向けた県民運動の推進とともに、新たに薬物の取引情報を警察官等に提供する等県民全体での取組を追加。

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物</p> <p>(7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの（酒類、たばこ及び薬事法第2条第1項に規定する医薬品を除く。以下「危険薬物」という。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物（以下「大臣指定薬物」という。）</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であって、濫用されることにより人の健康に対する被害を生ずると認められるものとして知事が指定するもの（以下「知事指定薬物」という。）</p>
<p>(県民運動)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 県民は、薬物の取引に関する情報を警察官その他の県職員に提供すること等により、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組むものとする。</p>	<p>(県民運動)</p> <p>第5条 略</p>
<p>(推進計画の策定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 薬物依存その他の薬物の濫用に対する相談及び支援に関すること。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(推進計画の策定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 薬物の濫用に対する相談及び支援に関すること。</p> <p>(4) 略</p>
<p>(指定)</p> <p>第9条 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当該危険薬物を知事指定薬物に指定することができる。</p> <p>(1) 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1号から第6号までに掲げる物と同等であると特定されている物</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1号から第6号までに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶</p>	<p>(指定)</p>

酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす  
ことが確認されている物

2 知事は、名称、形状、表示内容、販売方法その他  
の情報から、知事指定薬物の指定を検討する物を知  
事指定候補薬物に指定することができる。

3 知事は、第1項の規定により知事指定薬物を指定  
するときは、その旨を公示しなければならない。前  
項の規定により知事指定候補薬物を指定するとき  
も、同様とする。

4 知事指定薬物及び知事指定候補薬物の指定は、前  
項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(指定の失効等)

第10条 略

2 知事指定候補薬物を製造し、栽培し、販売し、又  
は授与する者は、知事指定候補薬物の指定に不服が  
あるときは、当該指定を解除するよう申し立てるこ  
とができる。

3 前項の規定による申立ては、次の書類を知事に提  
出してしなければならない。

(1) 住所及び氏名並びに法人にあっては、その代  
表者の住所及び氏名を記載した申立書

(2) 知事指定候補薬物を製造し、栽培し、販売し、  
又は授与する場所を示す図面

(3) 人の健康に対する被害が生じないことを証明  
するに足りる書類

(4) その他規則で定める書類

4 知事は、第1項の規定により知事指定薬物の指定  
がその効力を失ったときは、その旨を公示しなけれ  
ばならない。知事指定候補薬物の指定を解除したと  
きも、同様とする。

5 略

(危険薬物の製造等の禁止)

第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、  
危険薬物を製造し、又は栽培すること。

(2) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、  
危険薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授  
与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること(県の  
区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又  
は陳列する場合を含む。)

(3) 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事  
を掲載する医師、薬剤師その他の医薬関係者又は  
自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞又  
は雑誌により行う場合を除き、危険薬物の広告を

第9条 知事は、第2条第7号の規定により知事指定  
薬物を指定するときは、その旨を公示しなければ  
ならない。

2 知事指定薬物の指定は、前項の規定による公示に  
よってその効力を生ずる。

(指定の失効)

第10条 略

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が  
その効力を失ったときは、その旨を公示しなけれ  
ばならない。

3 略

(製造等の禁止)

第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、  
知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。

(2) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、  
知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しく  
は授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること(県  
の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、  
又は陳列する場合を含む。)

(3) 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事  
を掲載する医師、薬剤師その他の医薬関係者又は  
自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞又  
は雑誌により行う場合を除き、知事指定薬物の広



行うこと。

- (4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、危険薬物を購入し、受領し、又は所持すること(第2号に掲げる行為を除く。)。
- (5) 危険薬物をみだりに摂取し、又は吸入すること。
- (6) 危険薬物を多数の者が集まってみだりに摂取し、又は吸入することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

(知事指定候補薬物の販売等の届出)

第12条 知事指定候補薬物を販売し、又は授与した者は、販売し、又は授与した日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 販売し、又は授与した知事指定候補薬物の名称及び数量
- (2) 知事指定候補薬物を購入し、又は受領した者の住所及び氏名
- (3) 知事指定候補薬物を販売し、又は授与した店舗の名称及び所在地並びに特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第2条第2項に規定する通信販売により販売した場合にあっては、その旨
- (4) その他規則で定める事項

2 知事指定候補薬物を購入し、又は受領した者は、購入し、又は受領した日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 購入し、又は受領した知事指定候補薬物の名称及び数量
- (2) 知事指定候補薬物を購入し、又は受領した目的
- (3) 知事指定候補薬物を販売し、又は授与した者の住所及び氏名
- (4) 知事指定候補薬物を購入し、又は受領した場所
- (5) その他規則で定める事項

(立入調査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第11条の規定に違反する行為(以下「禁止行為」という。)を行い、若しくは行った疑いのある者若しくは前条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、危険薬物若しくはその疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入

告を行うこと。

- (4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、知事指定薬物を購入し、受領し、又は所持すること(第2号に掲げる行為を除く。)。
- (5) 知事指定薬物をみだりに使用すること。
- (6) 大臣指定薬物又は知事指定薬物を多数の者が集まってみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

(立入調査等)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、若しくは大臣指

り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、若しくは危険薬物若しくはその疑いがある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2・3 略

(警告)

第14条 知事は、禁止行為を行い、又は行おうとした者に対し、禁止行為を行わないよう警告を発することができる。

2・3 略

(禁止行為の中止等の命令)

第15条 知事は、前条第1項の警告に従わない者に対し、当該禁止行為を中止し、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、禁止行為を行った者に対し、前条第1項の警告を発することなく、当該禁止行為を中止し、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(1) 略

(2) 過去に前条第1項の警告を受けた者であるとき。

第17条 第15条の規定による命令(第11条第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反して禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採らなかった者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2・3 略

(警告)

第13条 知事は、第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に違反した者に対し、これらの規定に違反する行為(以下「禁止行為」という。)を行わないよう警告を発することができる。

2・3 略

(製造等の中止等の命令)

第14条 知事は、前条第1項の警告に従わない者に対し、当該禁止行為を中止し、又は知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、禁止行為を行った者に対し、前条第1項の警告を発することなく、当該禁止行為を中止し、又は知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(1) 略

(2) 第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に違反して禁止行為を行った者が、過去に前条第1項の警告を受けたことがあるとき。

(緊急時の勧告)

第15条 知事は、薬物に類似した作用を人の精神に及ぼす物(以下「薬物類似物」という。)の濫用により現に県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該薬物類似物を知事指定薬物とみなしたならば第11条各号に掲げる行為に該当する行為を行った者に対し、当該行為を中止し、又は当該薬物類似物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に対し当該勧告に係る薬物類似物に関する情報を提供するものとする。

第17条 第14条の規定による命令(第11条第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

<p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第11条の規定に違反して<u>危険薬物（第9条第1項第1号に規定する知事指定薬物に限る。）</u>を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した者</p> <p>(2) 第15条の規定による命令（第11条第3号から第6号までに掲げる行為に係るものに限る。）に違反して<u>禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採らなかった者</u></p>	<p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第11条の規定に違反して<u>知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した者</u></p> <p>(2) 第14条の規定による命令（第11条第3号から第6号までに掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者</p>
<p>第19条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第19条 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p>

第2条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「<u>医薬品医療機器等法</u>」という。）第2条第15項に規定する指定薬物</u></p> <p>(7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であつて、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの（酒類、たばこ及び<u>医薬品医療機器等法</u>第2条第1項に規定する医薬品を除く。以下「<u>危険薬物</u>」という。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物</u></p> <p>(7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であつて、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの（酒類、たばこ及び<u>薬事法</u>第2条第1項に規定する医薬品を除く。以下「<u>危険薬物</u>」という。）</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第4項の規定（鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第11条第1項第4号の改正規定を除く。）は、平成26年11月25日から施行する。

(知事指定薬物に関する経過措置)

2 改正前の鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の規定により指定された知事指定薬物は、改正

後の鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第9条第1項第1号に規定する知事指定薬物とみなす。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

4 鳥取県青少年健全育成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け(以下「販売等」という。)を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例(平成25年鳥取県条例第6号)第2条に規定する薬物(以下「薬物」という。)</u>を青少年が使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2～5 略</p>	<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け(以下「販売等」という。)を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>次に掲げる物を青少年が使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p><u>ア 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例(平成25年鳥取県条例第6号)第2条に規定する薬物(以下「薬物」という。)</u></p> <p><u>イ 薬物に該当しない物で、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚若しくは催眠の作用を有し、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのあるもの</u></p> <p>2～5 略</p>
<p>(自動販売機等への収納等の自主規制)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>衛生用品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)別表第1に掲げる衛生用品のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)</u>の販売を業とする者は、学校その他の教育施設、文化施設、遊園地、公園その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺においては、自動販売機によって衛生用品を販売しないよう努めなければならない。</p> <p>4～6 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又</p>	<p>(自動販売機等への収納等の自主規制)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 衛生用品(薬事法施行令(昭和36年政令第11号)別表第1に掲げる衛生用品のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)の販売を業とする者は、学校その他の教育施設、文化施設、遊園地、公園その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺においては、自動販売機によって衛生用品を販売しないよう努めなければならない。</p> <p>4～6 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又</p>

はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。

(1)～(6) 略

(7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号) 第76条の4の規定に違反して、同法第2条第15項に規定する指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与する行為又は同項に規定する指定薬物を所持する行為(販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する行為に限る。)

(8)・(9) 略

はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。

(1)～(6) 略

(7) 薬事法(昭和35年法律第145号) 第76条の4の規定に違反して、同法第2条第14項に規定する指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与する行為又は同項に規定する指定薬物を所持する行為(販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する行為に限る。)

(8)・(9) 略

<p>条 例 名 等</p>	<p>貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 市町村、介護老人福祉施設等における看護職員の確保を図るため、看護職員修学資金及び看護職員奨学金の返還債務の免除要件を緩和する等、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 看護職員修学資金及び看護職員奨学金の返還債務の免除に必要な看護職員等の業務従事期間について、病院、診療所等以外の県内の施設において業務に従事した期間も算入することとする。 (2) 看護職員修学資金の返還債務の全部免除に必要な看護師免許等の取得期間を卒業後2年以内（現行 1年以内）に延長する。 (3) 看護職員奨学金の返還債務の一部免除に必要な常勤の看護職員等の業務従事期間を当該奨学金の貸付期間に相当する期間（現行 6年間）に短縮するとともに、看護師免許等の取得期間の要件を削る。 (4) 理学療法士等修学資金の返還債務の全部免除に必要な理学療法士免許等の取得期間を卒業後2年以内（現行 1年以内）に延長する。 (5) 介護福祉士等修学資金の返還債務の一部免除の要件から、業務従事期間がやむを得ない理由により貸与期間に相当する期間以上である場合を削る。 (6) 施行期日等 ア 施行期日は、公布日とし、同日の属する月以後の免除について適用する。 イ その他所要の規定の整備を行う。</p>

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
<p>介護福祉士等修学資金</p> <p>県内における介護福祉士及び社会福祉士の充実に資するため、<u>介護福祉士等養成施設</u>（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までに規定する学校又は養成施設をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>1 <u>介護福祉士等養成施設を卒業した日から1年（他の介護福祉士等養成施設への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿又は社会福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士又は社会福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「<u>介護福祉士等業務</u>」という。）に従事し、<u>次のいずれかの要件に該当</u></u></p>	<p>債務の全部</p>	<p>介護福祉士等修学資金</p> <p>県内における介護福祉士及び社会福祉士の充実に資するため、<u>養成施設等</u>（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの<u>規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下この項において同じ。</u>）に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>1 <u>介護福祉士の養成施設等を卒業した日から1年（社会福祉士の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「<u>県内等</u>」という。）において介護福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「<u>介護福祉士業務等</u>」という。）に従事した上で、次に掲げる要件に該当することとなったとき。</u></p>	<p>債務の全部</p>

することとなったとき。

ア 介護福祉士等業務に引き続き7年間従事したとき。

イ 個人の家庭等において就業する業務（以下「在宅業務」という。）について市町村又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けた事業所（以下「有料職業紹介所」という。）に2,555日以上登録し、かつ、介護福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「介護福祉士業務」という。）に1,260日以上従事したとき。

ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）におい

イ 介護福祉士業務等に引き続き7年間従事したとき。

ロ 個人の家庭等において就業する職種の業務（以下「在宅業務」という。）について市町村又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けた事業所（以下「有料職業紹介所」という。）に2,555日以上登録し、かつ、介護福祉士業務等に1,260日以上従事したとき。

ハ 旧過疎地域活性化特別措置法（平成20年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12



て、引き続き  
3年間介護福  
祉士等業務に  
従事したと  
き。

エ 過疎地域に  
おいて、在宅  
業務について  
市町村又は有  
料職業紹介所  
に1,095日以  
上登録し、か  
つ、介護福祉  
士業務に540  
日以上従事し  
たとき。

オ 介護福祉士  
等養成施設へ  
の入学時に45  
歳以上であ  
り、かつ、離  
職して2年以  
内の者（以下  
「中高年離職  
者」とい  
う。）が引き  
続き3年間介  
護福祉士等業  
務に従事した  
とき。

年法律第15  
号）第2条第  
1項に規定す  
る過疎地域に  
該当しないこ  
ととなった区  
域を除く。）

又は過疎地域  
自立促進特別  
措置法第2第  
1項に規定す  
る過疎地域  
（以下「過疎  
地域」とい  
う。）におい  
て、引き続き  
3年間介護福  
祉士業務等に  
従事したと  
き。

三 過疎地域に  
おいて、在宅  
業務について  
市町村又は有  
料職業紹介所  
に1,095日以  
上登録し、か  
つ、介護福祉  
士業務等に  
540日以上従  
事したとき。

ホ 入学時に45  
歳以上であ  
り、かつ、離  
職して2年以  
内の者（以下  
「中高年離職  
者」とい  
う。）が引き  
続き3年間介  
護福祉士業務  
等に従事した  
とき。

カ 中高年離職者が在宅業務について市町村又は有料職業紹介所に1,095日以上登録し、かつ、介護福祉士業務に540日以上従事したとき。

ハ 中高年離職者が在宅業務について市町村又は有料職業紹介所に1,095日以上登録し、かつ、介護福祉士業務等に540日以上従事したとき。

2 社会福祉士の養成施設等を卒業した日から1年（介護福祉士の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間）以内に社会福祉士登録簿に登録し、かつ、県内等において社会福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「社会福祉士業務等」という。）に従事した上で、次に掲げる要件に該当することとなったとき。

イ 社会福祉士業務等に引き続き7年間従事したとき。

ロ 過疎地域において、引き続き3年間社





許を取得した日  
(保育士の登録  
を受け、かつ、  
幼稚園教諭の免  
許を取得した場  
合は、当該登録  
を受けた日と当  
該免許を取得し  
た日のいずれか  
早い日)の属す  
る月の翌月の初  
日から起算して  
6年(災害、疾  
病その他やむを  
得ない理由によ  
り知事が必要と  
認めるときは、  
知事がその都度  
定める期間)を  
経過するまでの  
間に通算して3  
年以上、県内の  
次に掲げる施設  
において保育士  
若しくは幼稚園  
教諭の業務に従  
事し、又は県内  
の市町村におい  
てこれらの施設  
に関する業務に  
従事したとき。  
ア 児童福祉法  
(昭和22年法  
律第164号)  
第7条第1項  
に規定する児  
童福祉施設  
(助産施設を  
除く。)

許を取得した日  
(保育士の登録  
を受け、かつ、  
幼稚園教諭の免  
許を取得した場  
合は、当該登録  
を受けた日と当  
該免許を取得し  
た日のいずれか  
早い日)の属す  
る月の翌月の初  
日から起算して  
6年(災害、疾  
病その他やむを  
得ない理由によ  
り知事が必要と  
認めるときは、  
知事がその都度  
定める期間)を  
経過するまでの  
間に通算して3  
年以上、県内の  
次に掲げる施設  
において保育士  
若しくは幼稚園  
教諭の業務に従  
事し、又は県内  
の市町村におい  
てこれらの施設  
に関する業務に  
従事したとき。  
ア 児童福祉法  
(昭和22年法  
律第164号)  
第37条に規定  
する乳児院

イ 児童福祉法  
第39条に規定  
する保育所  
ウ 児童福祉法  
第41条に規定  
する児童養護



		に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。			ることができなくなったとき。
		3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため <u>保育士若しくは幼稚園教諭の業務又は第1号に掲げる施設に関する市町村の業務</u> に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部		3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため <u>第1号に規定する業務</u> に従事することができなくなったとき。
略			略		
看護職員修学資金	県内における看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第1号若しくは第2号、第20条第1号若しくは第2号、第21条第1号から第3号まで又は第22条第1号若しくは第2号に規定する大学、学	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業した日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から2年（災害、疾病その他	債務の全部	看護職員修学資金	県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に
				1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看	債務の全部又は一部
					（第1号の場合にあっては、債務の2分の1）

校又は養成所をいう。以下同じ。)に在学し、又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得する者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に看護職員の免許(保健師助産師看護師法第21条第1号から第3号までに規定する大学、学校又は養成所を卒業した者)にあっては、准看護師免許を除く。第4号において同じ。)を取得し、かつ、病床数200床以上の病院(児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設及び病床の8割以上を精神病床が占める病院を除く。以下「大規模病院」という。)以外の県内の施設において看護職員の業務に従事し、又は県内の看護職員養成施設において看護教員(看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。)の業務に従事し、引き続き5年間これら

規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)又は看護教員(看護職員養成施設において看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。)の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。



の業務に従事したとき。

イ 病床が200  
床未満の病院  
(ハ及びヘに  
掲げるものを  
除く。)

ロ 病床が200  
床以上の病院  
(ハ及びヘに  
掲げるものを  
除く。)

ハ 病床のうち  
精神病床が80  
パーセント以  
上を占める病  
院(ヘに掲げ  
るものを除  
く。)

二 診療所

ホ 児童福祉法  
第42条第2号  
に掲げる医療  
型障害児入所  
施設(ヘに掲  
げるものを除  
く。以下「医  
療型障害児入  
所施設」とい  
う。)

ヘ 独立行政法  
人国立病院機  
構の設置する  
医療機関であ  
って児童福祉  
法第6条の2  
第3項の規定  
により厚生労  
働大臣が指定  
したもの(次  
項において  
「指定医療機  
関」とい  
う。)

ト 地域保健法

(昭和22年法律第101号)  
第21条第2項  
第1号に規定  
する特定町村  
子 介護保険法  
(平成9年法律第123号)  
第8条第27項  
に規定する介  
護老人保健施  
設(以下「介  
護老人保健施  
設」とい  
う。)  
リ 介護保険法  
第41条第1項  
本文の指定に  
係る同法第8  
条第1項に規  
定する居宅サ  
ービス事業  
(同条第4項  
に規定する訪  
問看護に係る  
ものに限  
る。)又は同  
法第53条第1  
項本文の指定  
に係る同法第  
8条の2第1  
項に規定する  
介護予防サー  
ビス事業(同  
条第4項に規  
定する介護予  
防訪問看護に  
係るものに限  
る。)を行う  
事業所(以下  
「訪問看護事  
業所」とい  
う。)  
又 看護職員養  
成施設

2 大学院の修士課程（大学院の修士課程を修了した日から1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程）を修了した日から1年以内に県内において看護職員又は看護教員の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。

3 県内において看護職員又は看護教員の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその

2 大学院の修士課程（大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程）を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（二に掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）又は看護教員の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。

イ 病院

ロ 診療所

ハ 医療型障害児入所施設

ニ 保健所及び市町村

ホ 介護老人保健施設

ヘ 訪問看護事業所

ト 看護職員養成施設

3 前2号に掲げる施設において看護職員の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその

		業務に従事することができなくなったとき。			の業務に従事することができなくなったとき。		
		4 第1号又は第2号に該当する場合を除き、看護職員の免許を取得し、かつ、 <u>県内において看護職員又は看護教員の業務に従事し、引き続き看護職員修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上その業務に従事したとき。</u>	債務の全部又は一部(大規模病院において看護職員の業務に従事した場合にあっては、貸与を受けた看護職員修学資金の額の2分の1に相当する額を限度とする。)		4 第1号に該当する場合を除き、 <u>同号に掲げるいずれかの施設において看護職員の業務に従事し、その業務に従事した期間が看護職員修学資金の貸付期間に相当する期間以上であるとき。</u>	債務の全部又は一部	
		5 第3号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため看護職員の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部		5 第3号に該当する場合を除き、 <u>借受者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため看護職員の業務に従事することができなくなったとき。</u>		
看護職員奨学	県内における看護職員(保健師、助産師及び看護師をいう。以下この項において同じ。)の確保を図	1 鳥取大学を卒業した日から2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認	債務の全部	看護職員奨学	県内における看護職員(法第3条又は第5条に規定する助産師又は看護師をいう。以下この項において同	1 鳥取大学を卒業した日から2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認	債務の全部(第1号の場合にあって

金 するため、国立大学  
法人鳥取大学（以  
下「鳥取大学」と  
いう。）において  
看護学を専攻する  
者（地域枠推薦入  
学又は看護職員確  
保のために設けら  
れた特別の入学枠  
により入学した者  
に限る。）で、将  
来県内において看  
護職員の業務に従  
事しようとするも  
のに対して貸し付  
ける資金

めたときは、知  
事はその都度定  
める期間）以内  
に看護職員の免  
許を取得し、かつ、大規模病院  
以外の県内の施  
設において常勤  
の看護職員の業  
務（1週間当た  
りの勤務時間が  
32時間以上であ  
るものに限る。  
以下同じ。）に  
従事し、又は県  
内の看護職員養  
成施設において  
常勤の看護教員  
の業務に従事  
し、引き続き6  
年間これらの業  
務に従事したと  
き。

金 じ。）の確保を図  
るため、国立大学  
法人鳥取大学（以  
下「鳥取大学」と  
いう。）において  
看護学を専攻する  
者（地域枠推薦入  
学又は看護職員確  
保のために設けら  
れた特別の入学枠  
により入学した者  
に限る。）で、将  
来県内の病院又は  
診療所において看  
護職員の業務に従  
事しようとするも  
のに対して貸し付  
ける資金

は、債  
務の2  
分の  
1)  
この号及び第3  
号において同  
じ。）以内に助  
産師免許又は看  
護師免許を取得  
し、かつ、当該  
免許取得後直ち  
に県内の次に掲  
げる施設におい  
て常勤の看護職  
員（病院又は診  
療所において定  
める看護職員の  
勤務時間の全て  
を勤務し、か  
つ、1週間当た  
り32時間以上勤  
務する看護職員  
をいう。以下同  
じ。）又は常勤  
の看護教員の業  
務に従事し、当  
該施設において  
引き続き6年間  
その業務に従事  
したとき。  
イ 病床が200  
床未満の病院  
(ハ及びヘに  
掲げるものを  
除く。)  
ロ 病床が200  
床以上の病院  
(ハ及びヘに  
掲げるものを  
除く。)  
ハ 病床のうち  
精神病床が80  
パーセント以  
上を占める病  
院（ヘに掲げ  
るものを除

			く。)	
			ニ 診療所 ホ 医療型障害 児入所施設 ハ 指定医療機 関 ト 看護職員養 成施設	
2 県内において 常勤の看護職員 又は看護教員の 業務に従事中 に、業務上の事 由により死亡 し、又は業務に 起因して精神若 しくは身体に著 しい障害を受け たためその業務 に従事すること ができなくなっ たとき。			2 前号に規定す る業務従事期間 中に、業務上の 事由により死亡 し、又は業務に 起因して精神若 しくは身体に著 しい障害を受け たためその業務 に従事すること ができなくなっ たとき。	債務の 全部
3 第1号に該当 する場合を除 き、県内におい て常勤の看護職 員又は看護教員 の業務に従事 し、引き続き看 護職員奨学金の 貸与を受けた期 間に相当する期 間以上その業務 に従事したと き。	債務の 全部又 は一部 (大規 模病院 におい て常勤 の看護 職員の 業務に 従事し た場合 にあっ ては、 貸与を 受けた 看護職 員奨学 金の額 の2分 の1に 相当す る額を		3 第1号に該当 する場合を除 き、鳥取大学を 卒業した日から 2年以内に助産 師免許又は看護 師免許を取得 し、かつ、当該 免許取得後直ち に同号に掲げる いずれかの施設 において常勤の 看護職員又は常 勤の看護教員の 業務に従事し、 引き続き6年間 その業務に従事 したとき。	債務の 全部又 は一部

			限度と す る。)				
		4 第2号に該当 する場合を除 き、死亡し、又 は精神若しくは 身体に著しい障 害を受けたため 常勤の看護職員 の業務に従事す ることができな くなったとき。	債務の 全部又 は一部		4 第2号に該当 する場合を除 き、死亡し、又 は精神若しくは 身体に著しい障 害を受けたため 常勤の看護職員 又は常勤の看護 教員の業務に従 事することがで きなくなったと き。		
理 学 療 法 士 等 修 学 資 金	県内における理 学療法士、作業療 法士及び言語聴覚 士の充実に資する ため、理学療法士 等養成施設（理学 療法士及び作業療 法士法（昭和40年 法律第137号）第 11条第1号若しく は第2号に規定す る学校若しくは理 学療法士養成施 設、同法第12条第 1号若しくは第2 号に規定する学校 若しくは作業療法 士養成施設又は言 語聴覚士法（平成 9年法律第132 号）第33条第1号 から第5号までに 規定する大学、学 校、文教研修施設 若しくは言語聴覚 士養成所のうち知 事が別に定めるも のをいう。以下同 じ。）に在学する 者で、将来県内に	1 理学療法士等 養成施設を卒業 した日から2年 （災害、疾病そ の他やむを得な い理由により知 事が必要と認め たときは、知事 がその都度定め る期間）以内に 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士の免許 を取得し、かつ、 県内において理 学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士の業 務に従事し、引 き続き理学療法 士等修学資金の 貸与を受けた期 間の2分の3に 相当する期間以 上その業務に従 事したとき。	債務の 全部	理 学 療 法 士 等 修 学 資 金	県内における理 学療法士、作業療 法士及び言語聴覚 士の充実に資する ため、理学療法士 等養成施設（理学 療法士及び作業療 法士法（昭和40年 法律第137号）第 11条第1号若しく は第2号に規定す る文部科学大臣が 指定した学校若し しくは厚生労働大 臣が指定した理学 療法士養成施設、 同法第12条第1号 若しくは第2号に 規定する文部科学 大臣が指定した学 校若しくは厚生労 働大臣が指定した 作業療法士養成施 設又は言語聴覚士 法（平成9年法律 第132号）第33 条第1号から第3 号まで若しくは第 5号に規定する文 部科学大臣が指定 した	1 理学療法士等 養成施設を卒業 した日から1年 （災害、疾病そ の他やむを得な い理由により知 事が必要と認め たときは、知事 がその都度定め る期間）以内に 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士の免許 を取得し、かつ、 県内において理 学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士の業 務に従事し、引 き続き修学資金 の貸与を受けた 期間の2分の3 に相当する期間 以上その業務に 従事したとき。	債務の 全部
		2 県内において 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士の業務			2 前号に規定す る業務従事期間 中に、業務上の 事由により死亡		

<p>において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>	
	<p>3 第1号に該当する場合を除き、県内において<u>理学療法士等修学資金</u>の貸与を受けた期間に相当する期間以上理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事したとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>
<p>略</p>	<p>4 略</p>	

備考

- 1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号及び第3号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、進学、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いているものとみなす。

<p>学校若しくは厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所、大学（短期大学を除き、同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）若しくは職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学の長期課程（言語聴覚士法第33条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）をいう。</p>	<p>し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>	
<p>以下同じ。）に在学する者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>3 第1号に該当する場合を除き、県内において<u>修学資金</u>の貸与を受けた期間に相当する期間以上理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事したとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>
<p>略</p>	<p>4 略</p>	

備考

- 1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号から第3号まで並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に



2～4 略	引き続きものとみなす。 2～4 略
-------	----------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日の属する月以後の期間に係る債務の免除について適用する。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について																					
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 薬事法の一部が改正され医療機器等製造業の許可制度が登録制度に変更されたこと等に伴い、医療機器等製造業の登録に係る手数料を新たに設ける等の必要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務の区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 再生医療等製品の製造販売業の許可</td> <td>1 件につき</td> <td style="text-align: right;">149,800円</td> </tr> <tr> <td>イ 再生医療等製品の製造販売業の許可の更新</td> <td>1 件につき</td> <td style="text-align: right;">138,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ 再生医療等製品の販売業の許可</td> <td>1 件につき</td> <td style="text-align: right;">29,000円</td> </tr> <tr> <td>エ 再生医療等製品の販売業の許可の更新</td> <td>1 件につき</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>オ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録</td> <td>1 件につき</td> <td style="text-align: right;">36,000円</td> </tr> <tr> <td>カ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新</td> <td>1 件につき</td> <td style="text-align: right;">26,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 薬事法の題名を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に改める等の必要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日等 ア 施行期日は、平成26年11月25日とする。 イ 必要の経過措置を講ずる。</p>	事務の区分	単位	金額	ア 再生医療等製品の製造販売業の許可	1 件につき	149,800円	イ 再生医療等製品の製造販売業の許可の更新	1 件につき	138,000円	ウ 再生医療等製品の販売業の許可	1 件につき	29,000円	エ 再生医療等製品の販売業の許可の更新	1 件につき	11,000円	オ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録	1 件につき	36,000円	カ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新	1 件につき	26,000円
事務の区分	単位	金額																				
ア 再生医療等製品の製造販売業の許可	1 件につき	149,800円																				
イ 再生医療等製品の製造販売業の許可の更新	1 件につき	138,000円																				
ウ 再生医療等製品の販売業の許可	1 件につき	29,000円																				
エ 再生医療等製品の販売業の許可の更新	1 件につき	11,000円																				
オ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録	1 件につき	36,000円																				
カ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新	1 件につき	26,000円																				

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(49) 略</p> <p>(50) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「<u>医薬品医療機器等法</u>」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可</u> 1件につき29,000円</p> <p>(51) <u>医薬品医療機器等法第4条第4項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新</u> 1件につき11,000円</p> <p>(52) <u>医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可</u> 1件につき29,000円</p> <p>(53) <u>医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新</u> 1件につき11,000円</p> <p>(54) <u>医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく配置販売従事者の身分証明書の交付</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～ウ 略</p> <p>(55) <u>医薬品医療機器等法第36条の8第1項（<u>医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定に基づく登録販売者試験又は動物用医薬品登録販売者試験の実施</u> 1件につき14,000円</p> <p>(55の2) 略</p> <p>(55の3) <u>医薬品医療機器等法第36条の8第2項（<u>医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定に基づく販売従事登録</u> 1件につき7,100円</p> <p>(55の4) <u>医薬品医療機器等法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可</u> 1件につき29,000円</p> <p>(55の5) <u>医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新</u> 1件につき11,000円</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(49) 略</p> <p>(50) <u>薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可</u> 1件につき29,000円</p> <p>(51) <u>薬事法第4条第4項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新</u> 1件につき11,000円</p> <p>(52) <u>薬事法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可</u> 1件につき29,000円</p> <p>(53) <u>薬事法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新</u> 1件につき11,000円</p> <p>(54) <u>薬事法第33条第1項の規定に基づく配置販売従事者の身分証明書の交付</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～ウ 略</p> <p>(55) <u>薬事法第36条の8第1項（<u>同法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定に基づく登録販売者試験又は動物用医薬品登録販売者試験の実施</u> 1件につき14,000円</p> <p>(55の2) 略</p> <p>(55の3) <u>薬事法第36条の8第2項（<u>同法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定に基づく販売従事登録</u> 1件につき7,100円</p> <p>(55の4) <u>薬事法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可</u> 1件につき29,000円</p> <p>(55の5) <u>薬事法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新</u> 1件につき11,000円</p>

(55の6) 医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可 1件につき29,000円

(55の7) 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新 1件につき11,000円

(55の8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 薬局製造販売医薬品を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）	1件につき 7,400円
2 医薬品医療機器等法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第1種医薬品」という。）を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。）	1件につき 149,800円
3 第1種医薬品以外の医薬品を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。）	1件につき 131,600円
4 医薬品医療機器等法施行令第20条第2項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬部外品（以下「指定医薬部外品」という。）を製造販売するもの	1件につき 131,600円
5 指定医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの	1件につき 58,800円
6 化粧品を製造販売するもの	1件につき 58,800円

(55の6) 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定により処理することとされている薬事法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品の製造販売業	
(1) 薬事法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第1種医薬品」という。）を製造販売するもの（(3)に掲げるものを除く。以下「第1種医薬品製造販売業」という。）	1件につき 149,800円
(2) 第1種医薬品以外の医薬品を製造販売するもの（(3)に掲げるものを除く。以下「第2種医薬品製造販売業」という。）	1件につき 131,600円
(3) 薬事法施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品（以下「薬局製造販売医薬品」という。）を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）	1件につき 7,400円
2 医薬部外品の製造販売業	
(1) 医薬部外品を製造販売するもの（(2)に掲げるものを除く。）	1件につき 131,600円
(2) 薬事法施行令第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの	1件につき 58,800円
3 化粧品の製造販売業	1件につき 58,800円
4 医療機器の製造販売業	

--	--

(1) 薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器を製造販売するもの（以下「第一種医療機器製造販売業」という。）	1 件につき 149,800円
(2) 薬事法第2条第6項に規定する管理医療機器を製造販売するもの（以下「第二種医療機器製造販売業」という。）	1 件につき 131,600円
(3) 薬事法第2条第7項に規定する一般医療機器を製造販売するもの（以下「第三種医療機器製造販売業」という。）	1 件につき 95,000円

(55の9) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 薬局製造販売業	1 件につき 4,000円
2 第1種医薬品を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。）	1 件につき 138,000円
3 第1種医薬品以外の医薬品を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。）	1 件につき 115,000円
4 指定医薬部外品を製造販売するもの	1 件につき 115,000円
5 指定医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの	1 件につき 47,100円
6 化粧品を製造販売するもの	1 件につき 47,100円

(55の7) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品の製造販売業	
(1) 第一種医薬品製造販売業	1 件につき 138,000円
(2) 第二種医薬品製造販売業	1 件につき 115,000円
(3) 薬局製造販売業	1 件につき 4,000円
2 医薬部外品の製造販売業	
(1) 医薬部外品を製造販売するもの（(2)に掲げるものを除く。）	1 件につき 115,000円
(2) 薬事法施行令第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの	1 件につき 47,100円
3 化粧品の製造販売業	1 件につき 47,100円
4 医療機器の製造販売業	
(1) 第一種医療機器製造販売業	1 件につき 138,000円
(2) 第二種医療機器製造販売業	1 件につき 115,000円
(3) 第三種医療機器製造販売業	1 件につき 69,900円

(56) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 薬局製造販売医薬品を製造するもの(以下「薬局製造業」という。)	1 件につき 11,000円
2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。)第26条第1項第3号に該当するもの(薬局製造業を除く。以下「無菌医薬品製造業」という。)	1 件につき 90,000円
3 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に該当するもの(薬局製造業を除く。以下「一般医薬品製造業」という。)	1 件につき 85,000円
4 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に該当するもの(薬局製造業を除く。以下「医薬品包装等製造業」という。)	1 件につき 47,600円
5 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に該当するもの(以下「無菌医薬部外品製造業」という。)	1 件につき 44,800円
6 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に該当するもの(以下「一般医薬部外品製造業」という。)	1 件につき 39,900円
7 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に該当するもの(以下「医薬部外品包装等製造業」という。)	1 件につき 33,500円
8 医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号に該当するもの(以下「一般化粧品製造業」という。)	1 件につき 39,900円
9 医薬品医療機器等法施行規	1 件につき

(56) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品(薬事法第2条第13項に規定する体外診断用医薬品(以下「体外診断用医薬品」という。))を除く。)の製造業	
(1) 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第26条第1項第3号に該当するもの((4)に掲げるものを除く。以下「無菌医薬品製造業」という。)	1 件につき 90,000円
(2) 薬事法施行規則第26条第1項第4号に該当するもの((4)に掲げるものを除く。以下「一般医薬品製造業」という。)	1 件につき 85,000円
(3) 薬事法施行規則第26条第1項第5号に該当するもの((4)に掲げるものを除く。以下「医薬品包装等製造業」という。)	1 件につき 47,600円
(4) 薬局製造販売医薬品を製造するもの(以下「薬局製造業」という。)	1 件につき 11,000円
2 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造業	
(1) 薬事法施行規則第26条第2項第2号に該当するもの(以下「一般体外診断用医薬品製造業」という。)	1 件につき 85,000円
(2) 薬事法施行規則第26条第2項第3号に該当するもの(以下「体外診断用医薬品包装等製造業」という。)	1 件につき 47,600円
3 医薬部外品の製造業	
(1) 薬事法施行規則第26条第3項第1号に該当するもの(以下「無菌医薬部外品	1 件につき 44,800円

則第26条第3項第2号に該当するもの（以下「化粧品包装等製造業」という。）	33,500円
---------------------------------------	---------

製造業」という。）	
(2) 薬事法施行規則第26条第3項第2号に該当するもの（以下「一般医薬部外品製造業」という。）	1 件につき 39,900円
(3) 薬事法施行規則第26条第3項第3号に該当するもの（以下「医薬部外品包装等製造業」という。）	1 件につき 33,500円
4 化粧品の製造業	
(1) 薬事法施行規則第26条第4項第1号に該当するもの（以下「一般化粧品製造業」という。）	1 件につき 39,900円
(2) 薬事法施行規則第26条第4項第2号に該当するもの（以下「化粧品包装等製造業」という。）	1 件につき 33,500円
5 医療機器の製造業	
(1) 薬事法施行規則第26条第5項第2号に該当するもの（以下「滅菌医療機器製造業」という。）	1 件につき 90,000円
(2) 薬事法施行規則第26条第5項第3号に該当するもの（以下「一般医療機器製造業」という。）	1 件につき 85,000円
(3) 薬事法施行規則第26条第5項第4号に該当するもの（以下「医療機器包装等製造業」という。）	1 件につき 47,600円

(57) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 薬局製造業	1 件につき 5,600円
2 無菌医薬品製造業	1 件につき 50,700円
3 一般医薬品製造業	1 件につき 48,000円
4 医薬品包装等製造業	1 件につき 24,100円

(57) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第13条第3項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造業	
(1) 無菌医薬品製造業	1 件につき 50,700円
(2) 一般医薬品製造業	1 件につき 48,000円
(3) 医薬品包装等製造業	1 件につき 24,100円

5 無菌医薬部外品製造業	1 件につき 26,100円
6 一般医薬部外品製造業	1 件につき 25,200円
7 医薬部外品包装等製造業	1 件につき 24,100円
8 一般化粧品製造業	1 件につき 25,200円
9 化粧品包装等製造業	1 件につき 24,100円

(57の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 無菌医薬品製造業	1 件につき 81,000円
2 一般医薬品製造業	1 件につき 77,000円
3 医薬品包装等製造業	1 件につき 41,300円
4 無菌医薬部外品製造業	1 件につき 39,200円
5 一般医薬部外品製造業	1 件につき 35,700円
6 医薬部外品包装等製造業	1 件につき

(4) 薬局製造業	1 件につき 5,600円
2 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造業	
(1) 一般体外診断用医薬品製造業	1 件につき 48,000円
(2) 体外診断用医薬品包装等製造業	1 件につき 24,100円
3 医薬部外品の製造業	
(1) 無菌医薬部外品製造業	1 件につき 26,100円
(2) 一般医薬部外品製造業	1 件につき 25,200円
(3) 医薬部外品包装等製造業	1 件につき 24,100円
4 化粧品の製造業	
(1) 一般化粧品製造業	1 件につき 25,200円
(2) 化粧品包装等製造業	1 件につき 24,100円
5 医療機器の製造業	
(1) 滅菌医療機器製造業	1 件につき 50,700円
(2) 一般医療機器製造業	1 件につき 48,000円
(3) 医療機器包装等製造業	1 件につき 24,100円

(57の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造業	
(1) 無菌医薬品製造業	1 件につき 81,000円
(2) 一般医薬品製造業	1 件につき 77,000円
(3) 医薬品包装等製造業	1 件につき 41,300円
2 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造業	
(1) 一般体外診断用医薬品	1 件につき



	30,700円
7 一般化粧品製造業	1 件につき 35,700円
8 化粧品包装等製造業	1 件につき 30,700円

(58) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 薬局製造販売医薬品 1品目につき90円

イ 医薬品医療機器等法第41条に規定する日本薬局方に収められている医薬品（アに掲げるものを除く。） 1件につき53,100円

ウ 医療用の医薬品（ア及びイに掲げるものを除く。） 1品目につき213,000円

エ その他の医薬品 1品目につき86,700円

オ 略

(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器

製造業	77,000円
(2) 体外診断用医薬品包装等製造業	1 件につき 41,300円
3 医薬部外品の製造業	
(1) 無菌医薬部外品製造業	1 件につき 39,200円
(2) 一般医薬部外品製造業	1 件につき 35,700円
(3) 医薬部外品包装等製造業	1 件につき 30,700円
4 化粧品の製造業	
(1) 一般化粧品製造業	1 件につき 35,700円
(2) 化粧品包装等製造業	1 件につき 30,700円
5 医療機器の製造業	
(1) 滅菌医療機器製造業	1 件につき 81,000円
(2) 一般医療機器製造業	1 件につき 77,000円
(3) 医療機器包装等製造業	1 件につき 41,300円

(58) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第14条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 医薬品

(ア) 医療用のもの（(イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。） 1件につき213,000円

(イ) 薬事法第41条に規定する日本薬局方に収められているもの（(ウ)に掲げるものを除く。） 1件につき53,100円

(ウ) 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造するもの 1件につき90円

(エ) その他のもの 1件につき86,700円

イ 略

(58の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第14条第6項（同条第

等法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第9項の承認を受けようとするときの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき 48,700円
(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき 28,700円
(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき 13,200円
(4) 無菌医薬部外品製造業の製造所に係るもの	1品目につき 48,700円
(5) 一般医薬部外品製造業の製造所に係るもの	1品目につき 28,700円
(6) 医薬部外品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき 13,200円
(7) 製造所以外の施設において医薬品等の試験検査を行った場合の当該施設（以下「試験検査施設」という。）に係るもの	1品目につき 13,200円
2 医薬品医療機器等法第14条第6項の期間を経過するごとの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	104,000円に1品目につき 2,100円を加えた額
(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	72,800円に1品目につき 1,000円を加えた額
(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	39,200円に1品目につき300円を加えた額
(4) 無菌医薬部外品製造業の製造所に係るもの	104,000円に1品目につき 2,100円を加えた額
(5) 一般医薬部外品製造業	72,800円に1

9項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理（以下「製造管理等」という。）に係る適合性の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品等の製造販売の承認又は承認事項の変更の承認を受けようとするとき。	
(1) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造管理等	
ア 薬事法施行規則第26条第1項第3号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（ウに掲げるものを除く。以下「無菌医薬品の製造管理等」という。）	1品目につき 48,700円
イ 薬事法施行規則第26条第1項第4号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（ウに掲げるものを除く。以下「一般医薬品の製造管理等」という。）	1品目につき 28,700円
ウ 薬事法施行規則第26条第1項第5号に規定する製造工程のうち包装、表示又は保管（以下「包装等」という。）のみを行う製造所に係るもの（以下「医薬品包装等の製造管理等」という。）	1品目につき 13,200円
エ 薬事法関係手数料令（平成17年政令第91号）第17条第5項に規定する試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における当該施設に係るもの（以下この号及び第62号の2において「試験検査施設における製造管理等」とい	1品目につき 13,200円

の製造所に係るもの	品目につき 1,000円を加えた額		
(6) 医薬部外品包装等製造業の製造所に係るもの	39,200円に1品目につき300円を加えた額		
(7) 試験検査施設に係るもの	39,200円に1品目につき300円を加えた額		
		う。)	
		(2) 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造管理等	
		ア 薬事法施行規則第26条第2項第2号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（イに掲げるものを除く。以下「一般体外診断用医薬品の製造管理等」という。）	1品目につき 28,700円
		イ 薬事法施行規則第26条第2項第3号に規定する製造工程のうち包装等のみを行う製造所に係るもの（以下「体外診断用医薬品包装等の製造管理等」という。）	1品目につき 13,200円
		ウ 試験検査施設における製造管理等	1品目につき 13,200円
		(3) 医薬部外品の製造管理等	
		ア 薬事法施行規則第26条第3項第1号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（ウに掲げるものを除く。以下「無菌医薬部外品の製造管理等」という。）	1品目につき 48,700円
		イ 薬事法施行規則第26条第3項第2号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（ウに掲げるものを除く。以下「一般医薬部外品の製造管理等」という。）	1品目につき 28,700円
		ウ 薬事法施行規則第26条第3項第3号に規定する製造工程のうち包装等のみを行う製造所に係るもの（以下「医薬部外品包装等の製造管理等」とい	1品目につき 13,200円

う。)	
エ 試験検査施設における製造管理等	1 品目につき 13,200円
(4) 医療機器の製造管理等	
ア 薬事法施行規則第26条第5項第2号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（ウに掲げるものを除く。以下「滅菌医療機器の製造管理等」という。）	1 品目につき 48,700円
イ 薬事法施行規則第26条第5項第3号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（ウに掲げるものを除く。以下「一般医療機器の製造管理等」という。）	1 品目につき 28,700円
ウ 薬事法施行規則第26条第5項第4号に規定する製造工程のうち包装等のみを行う製造所に係るもの（以下「医療機器包装等の製造管理等」という。）	1 品目につき 13,200円
エ 薬事法関係手数料令第17条第5項に規定する試験検査又は設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における当該施設に係るもの（以下この号及び第62号の2において「試験検査施設又は設計開発施設における製造管理等」という。）	1 品目につき 13,200円
2 医薬品等の製造販売の承認を受けた後5年ごとの期間を経過するとき。	
(1) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造管理等	
ア 無菌医薬品の製造管理等	104,000円に1 品目につき

	2,100円を加えた額
イ 一般医薬品の製造管理等	72,800円に1品目につき1,000円を加えた額
ウ 医薬品包装等の製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
エ 試験検査施設における製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
(2) 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造管理等	
ア 一般体外診断用医薬品の製造管理等	72,800円に1品目につき1,000円を加えた額
イ 体外診断用医薬品包装等の製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
ウ 試験検査施設における製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
(3) 医薬部外品の製造管理等	
ア 無菌医薬部外品の製造管理等	104,000円に1品目につき2,100円を加えた額
イ 一般医薬部外品の製造管理等	72,800円に1品目につき1,000円を加えた額
ウ 医薬部外品包装等の製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
エ 試験検査施設における製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
(4) 医療機器の製造管理等	
ア 滅菌医療機器の製造管理等	104,000円に1品目につき2,100円を加えた額

--	--

(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 薬局製造販売医薬品 1品目につき90円

イ 医薬品医療機器等法第41条に規定する日本薬局方に収められている医薬品（アに掲げるものを除く。） 1件につき22,300円

ウ 医療用の医薬品（ア及びイに掲げるものを除く。） 1品目につき108,000円

エ その他の医薬品 1品目につき34,900円

オ 略

(59の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 高度管理医療機器を製造販売するもの	1件につき149,800円
2 管理医療機器を製造販売するもの	1件につき131,600円
3 一般医療機器を製造販売するもの	1件につき95,000円
4 体外診断用医薬品を製造販売するもの	1件につき131,600円

イ 一般医療機器の製造管理等	72,800円に1品目につき1,000円を加えた額
ウ 医療機器包装等の製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
エ 試験検査施設又は設計開発施設における製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額

(59) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第14条第9項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 医薬品

(ア) 医療用のもの（（イ）及び（ウ）に掲げるものを除く。） 1件につき108,000円

(イ) 薬事法第41条に規定する日本薬局方に収められているもの（（ウ）に掲げるものを除く。） 1件につき22,300円

(ウ) 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造するもの 1件につき90円

(エ) その他のもの 1件につき34,900円

イ 略

(59の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 高度管理医療機器を製造販売するもの	1件につき 138,000円
2 管理医療機器を製造販売するもの	1件につき 115,000円
3 一般医療機器を製造販売するもの	1件につき 69,900円
4 体外診断用医薬品を製造販売するもの	1件につき 115,000円

(59の4) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録 1件につき36,000円

(59の5) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の更新 1件につき26,000円

(59の6) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可 1件につき149,800円

(59の7) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新 1件につき138,000円

(60) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第40条の2第1項の規定による医療機器の修理業の許可 1件につき71,000円

(61) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第40条の2第3項の規定による医療機器の修理業の許可の更新 1件につき48,700円

(62) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第40条の2第5項の規定による医療機器の修理区分の変更又は追加の許可 1件につき17,700円

(62の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器

(60) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第40条の2第1項の規定による医療機器の修理業の許可 1件につき71,000円

(61) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第40条の2第3項の規定による医療機器の修理業の許可の更新 1件につき48,700円

(62) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第40条の2第5項の規定による医療機器の修理区分の変更又は追加の許可 1件につき17,700円

(62の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第80条第1項の規定に

等法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき 48,700円
(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき 28,700円
(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき 13,200円
(4) 無菌医薬部外品製造業の製造所に係るもの	1品目につき 48,700円
(5) 一般医薬部外品製造業の製造所に係るもの	1品目につき 28,700円
(6) 医薬部外品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき 13,200円
(7) 試験検査施設に係るもの	1品目につき 13,200円
2 医薬品医療機器等法第80条第1項の期間を経過するごとの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	104,000円に1品目につき 2,100円を加えた額
(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	72,800円に1品目につき 1,000円を加えた額
(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	39,200円に1品目につき300円を加えた額
(4) 無菌医薬部外品製造業の製造所に係るもの	104,000円に1品目につき 2,100円を加えた額
(5) 一般医薬部外品製造業の製造所に係るもの	72,800円に1品目につき 1,000円を加えた額
(6) 医薬部外品包装等製造業の製造所に係るもの	39,200円に1品目につき300

よる輸出用の医薬品等の製造管理等に係る適合性の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 輸出用の医薬品等を製造しようとするとき。	
(1) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造管理等	
ア 無菌医薬品の製造管理等	1品目につき 48,700円
イ 一般医薬品の製造管理等	1品目につき 28,700円
ウ 医薬品包装等の製造管理等	1品目につき 13,200円
エ 試験検査施設における製造管理等	1品目につき 13,200円
(2) 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造管理等	
ア 一般体外診断用医薬品の製造管理等	1品目につき 28,700円
イ 体外診断用医薬品包装等の製造管理等	1品目につき 13,200円
ウ 試験検査施設における製造管理等	1品目につき 13,200円
(3) 医薬部外品の製造管理等	
ア 無菌医薬部外品の製造管理等	1品目につき 48,700円
イ 一般医薬部外品の製造管理等	1品目につき 28,700円
ウ 医薬部外品包装等の製造管理等	1品目につき 13,200円
エ 試験検査施設における製造管理等	1品目につき 13,200円
(4) 医療機器の製造管理等	
ア 滅菌医療機器の製造管理等	1品目につき 48,700円
イ 一般医療機器の製造管理等	1品目につき 28,700円
ウ 医療機器包装等の製造管理等	1品目につき 13,200円
エ 試験検査施設又は設計	1品目につき



	円を加えた額	開発施設における製造管理	13,200円
(7) 試験検査施設に係るもの	39,200円に1品目につき300円を加えた額	2 輸出用の医薬品等の製造の開始後5年ごとの期間を経過するとき。	
		(1) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造管理等	
		ア 無菌医薬品の製造管理等	104,000円に1品目につき2,100円を加えた額
		イ 一般医薬品の製造管理等	72,800円に1品目につき1,000円を加えた額
		ウ 医薬品包装等の製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
		エ 試験検査施設における製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
		(2) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造管理等	
		ア 一般体外診断用医薬品の製造管理等	72,800円に1品目につき1,000円を加えた額
		イ 体外診断用医薬品包装等の製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
		ウ 試験検査施設における製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
		(3) 医薬部外品の製造管理等	
		ア 無菌医薬部外品の製造管理等	104,000円に1品目につき2,100円を加えた額
		イ 一般医薬部外品の製造管理等	72,800円に1品目につき1,000円を加えた額

--	--

ウ 医薬部外品包装等の製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
エ 試験検査施設における製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
(4) 医療機器の製造管理等	
ア 滅菌医療機器の製造管理等	104,000円に1品目につき2,100円を加えた額
イ 一般医療機器の製造管理等	72,800円に1品目につき1,000円を加えた額
ウ 医療機器包装等の製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
エ 試験検査施設又は設計開発施設における製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額

(62の3) 医薬品医療機器等法施行令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 1件につき2,000円

(62の4) 医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 1件につき2,900円

(62の5) 医薬品医療機器等法施行令第5条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円

(62の6) 医薬品医療機器等法施行令第6条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証の再交付 1件につき2,900円

(63) 医薬品医療機器等法施行令第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円

(64) 医薬品医療機器等法施行令第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可証の再交付 1件につき2,900円

(64の2) 医薬品医療機器等法施行令第37条の2第1項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円

(64の3) 医薬品医療機器等法施行令第37条の3第

(62の3) 薬事法施行令第5条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円

(62の4) 薬事法施行令第6条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証の再交付 1件につき2,900円

(63) 薬事法施行令第12条第1項(同令第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円

(64) 薬事法施行令第13条第1項(同令第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付 1件につき2,900円

<p><u>1項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可証の再交付</u> 1件につき2,900円</p> <p>(64の4) <u>医薬品医療機器等法施行令第37条の9第1項(医薬品医療機器等法施行令第55条において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく医療機器等の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円</p> <p>(64の5) <u>医薬品医療機器等法施行令第37条の10第1項(医薬品医療機器等法施行令第55条において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく医療機器等の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付 1件につき2,900円</p> <p>(64の6) <u>医薬品医療機器等法施行令第43条の4第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付</u> 1件につき2,000円</p> <p>(64の7) <u>医薬品医療機器等法施行令第43条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付</u> 1件につき2,900円</p> <p>(65) <u>医薬品医療機器等法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付</u> 1件につき2,000円</p> <p>(66) <u>医薬品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付</u> 1件につき2,900円</p> <p>(66の2) <u>医薬品医療機器等法施行規則第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付</u> 1件につき2,000円</p> <p>(66の3) <u>医薬品医療機器等法施行規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付</u> 1件につき2,900円</p> <p>(66の4)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(65) <u>薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付</u> 1件につき2,000円</p> <p>(66) <u>薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付</u> 1件につき2,900円</p> <p>(66の2) <u>薬事法施行規則第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付</u> 1件につき2,000円</p> <p>(66の3) <u>薬事法施行規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付</u> 1件につき2,900円</p> <p>(66の4)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号。以下「改正法」という。)附則第63条の規定によりなお従前の例により行う事務については、改正前の鳥取県手数料徴収条例の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第64条第2項の規定により行う事務については、改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項の規定を適用して手数料を徴収する。

障がい福祉課(内線:7193)  
 長寿社会課(内線:7178)  
 子ども発達支援課(内線:7865)

報告第1号

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について              (8) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について              (平成26年8月12日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由              児童福祉法及び介護保険法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要              (1) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正              ア 障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収について定めた規定中引用する児童福祉法の条項を改める。              イ 鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金について定めた規定中引用する介護保険法の条項を改める。              (2) 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正              2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準について定めた規定中引用する児童福祉法の条項を改める。</p> <p>3 施行期日              平成27年4月1日とする(1)のイに関する事項を除き、平成27年1月1日とする。</p>

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第7条 鳥取県立皆成学園(以下「皆成学園」という。)の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用にあつては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 鳥取県立総合療育センター(以下「総合療育センター」という。)の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>(1) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用(第4号に規定するものを除く。)にあつては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 鳥取県立鳥取療育園(以下「鳥取療育園」という。)及び鳥取県立中部療育園(以下「中部療育園」という。)の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>(1) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用(次号に規定するものを除く。)にあつては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 鳥取県立皆生尚寿苑の入所者による介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の利用料金は、同法第53条第2項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</p>	<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第7条 鳥取県立皆成学園(以下「皆成学園」という。)の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用にあつては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 鳥取県立総合療育センター(以下「総合療育センター」という。)の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>(1) 児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用(第4号に規定するものを除く。)にあつては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 鳥取県立鳥取療育園(以下「鳥取療育園」という。)及び鳥取県立中部療育園(以下「中部療育園」という。)の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>(1) 児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用(次号に規定するものを除く。)にあつては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 鳥取県立皆生尚寿苑の入所者による介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の利用料金は、同法第53条第2項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</p>

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 略

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第23条 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。</p>	<p>第23条 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。</p>

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第10条第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成26年8月22日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p><b>1 提出理由</b>                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年8月22日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p><b>2 概 要</b></p> <p>(1) 和解の相手方                  西伯郡大山町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨                  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金32,400円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日                  平成26年6月16日 午後1時53分頃</p> <p>イ 事故発生場所                  米子市皆生五丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況                  鳥取県立総合療育センター所属の職員が、入所児童に関する業務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p> <p><b>&lt;参考&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償金 32,400円</li> <li>うち、保険支出額 2,400円、県費支出額 30,000円（免責3万円）</li> <li>・県側車両損害額0円（修理不要）</li> <li>うち、相手方からの賠償額0円、県実質負担額0円</li> </ul>

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (13) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正について                  (平成26年8月26日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                  母子及び寡婦福祉法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成26年8月26日専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正                  市町村が処理する事務について定めた規定中引用する母子及び寡婦福祉法施行令の題名を改める。                  (2) 鳥取県附属機関条例の一部改正                  鳥取県社会福祉審議会の調査審議事項について定めた規定中引用する母子及び寡婦福祉法の題名を改める。                  (3) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正                  ア 補助金の交付について定めた規定中引用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名を改める。                  イ 補助金の交付の対象となる医療を受ける者について定めた規定中引用する母子及び寡婦福祉法の題名等を改める。                  (4) 施行期日は、平成26年10月1日とする。</p>



鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8の2 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	略	8の2 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	略
略		略	
26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を目的とする鳥獣(クマ並びにヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラスを除く。)の捕獲等及び鳥類(カルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ及びコサギに限る。)の卵の採取等に係るものに限る。 (2) から(16)までにおいて同じ。  (2)～(22) 略 (23) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(24)及び(25)において同じ。) (24) 略 (25) 第75条の2の規定による公務所等への照会	略	26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を目的とする狩猟鳥獣(クマを除く。)又は狩猟鳥獣以外の鳥獣でヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス以外のものの捕獲等(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いるものに限る。)及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ又はコサギの卵の採取等に係るものに限る。(2)から(16)までにおいて同じ。 (2)～(22) 略 (23) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(24)において同じ。) (24) 略	略
略		略	
28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可(被害の防止を目的とする鳥獣(クマに限	略	28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可(クマによる被害の防止を目的とするもの	略

<p>る。)の捕獲等に係るものに限る。(2)から(16)までにおいて同じ。)</p> <p>(2)～(16) 略</p> <p>(17) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(18)及び(19)において同じ。)</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 第75条の2の規定による公務所等への照会</p> <p>略</p>	<p>に限る。以下この項において同じ。)</p> <p>(2)～(16) 略</p> <p>(17) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(18)において同じ。)</p> <p>(18) 略</p> <p>略</p>
---	--

(鳥取県附属機関条例の一部改正)  
 第2条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県社会福祉審議会	<p>略</p> <p>(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第7条に規定する事項</p> <p>略</p>	鳥取県社会福祉審議会	<p>略</p> <p>(3) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第7条に規定する事項</p> <p>略</p>
略		略	

(鳥取県特別医療費助成条例の一部改正)  
 第3条 鳥取県特別医療費助成条例(昭和48年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 知事は、市町村が別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。)を受けている者を除く。)の医療費のうち被保険者等負担金について助成するときは、当該市町村に対し、その助成に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 配偶者のない女子(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。)で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているも</p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 知事は、市町村が別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。)を受けている者を除く。)の医療費のうち被保険者等負担金について助成するときは、当該市町村に対し、その助成に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 配偶者のない女子(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。)で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもの及び配偶</p>

の及び配偶者のない男子（同条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。）で現に児童を扶養しているもののうち、前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。）の所得（他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。）について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの（前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。）並びにこれらの者が扶養している児童

(6) 略

者のない男子（同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子をいう。）で現に児童を扶養しているもののうち、前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。）の所得（他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。）について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの（前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。）並びにこれらの者が扶養している児童

(6) 略

#### 附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表26の項及び28の項の改正規定は、公布の日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	福祉保健部長 寿社会課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	155,520	平成26年4月1日 ～平成30年3月31日	鳥取県福祉保健 部長寿社会課